

平成 2 5 年第 6 回上里町議会定例会会議録第 6 号

平成 2 5 年 9 月 2 4 日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 6 （町長提出認定第 1 号）平成 2 4 年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 （町長提出認定第 2 号）平成 2 4 年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 （町長提出認定第 3 号）平成 2 4 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 （町長提出認定第 4 号）平成 2 4 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 （町長提出認定第 5 号）平成 2 4 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 （町長提出認定第 6 号）平成 2 4 年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 （町長提出認定第 7 号）平成 2 4 年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 （町長提出認定第 8 号）平成 2 4 年度上里町水道事業決算認定について
- 日程第 2 7 （町長提出議案第 73 号）工事請負契約の変更について
- 日程第 2 8 （町長提出議案第 74 号）工事請負契約の変更について
- 日程第 2 9 （町長提出議案第 75 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 3 0 （町長提出議案第 76 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 3 1 （町長提出議案第 77 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 3 2 （町長提出議案第 78 号）教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 （町長提出議案第 79 号）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 5 請願・陳情について
- 日程第 3 4 （意見書第 12 号）建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）について
- 日程第 2 6 議員の派遣について

出席議員（13人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	坂本正喜君
水道課長	須田孝史君	図書館長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第16 町長提出認定第1号 平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 町長提出認定第2号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 町長提出認定第3号 平成24年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 町長提出認定第4号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 町長提出認定第5号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 町長提出認定第6号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 町長提出認定第7号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 町長提出認定第8号 平成24年度上里町水道事業決算認定について

議長（高橋正行君） これより各常任委員会に審査の付託をしておきました、平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成24年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成24年度上里町水道事業決算についての件は、各常任委員会の審査結果報告書が提出されておりますので、各常任委員長より審査報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

総務経済常任委員長の山下博一でございます。

当委員会に審査の付託を受けました平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、同公共下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに同農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、担当されている議会事務局、産業振興課、会計課、総合政策課、まち整備環境課、下水道課、税務課、総務課の決算審査を去る9月6日から12日までの期間において、担当課長及び担当職員

出席を求めて、決算書及び附属資料、決算説明書等をもとに説明を受け、質疑等を行い、慎重に審査を行いました。

当委員会における各課（局）等の決算審査について報告いたします。

以下、各課の概要について審査を行った順に報告をさせていただきます。

初めに、議会事務局について報告いたします。

議会事務局については、6日午前10時から審査を行いました。

議会事務局は、局長を含めた3名の職員で構成されており、監査委員会事務局を併任しております。

議会事務局の予算執行は、議員報酬等並びに事務局職員の人件費が中心となっており、予算に対する執行率は98.42%になります。

予算執行の状況では、委託料については、会議録作成委託であり、この委託料については、複数社の見積書を聴取しており、その結果、当初予算に対し21万7,000円の減額が図られ、112万7,000円の契約になり、今年度も経費節減の効果が見られました。

また、議会だより作成においても、見積もり合わせの結果、当初予算に対し20万5,000円を減額し67万4,000円で契約され、経費節減に努めていることが認められたところであります。

議場内の音響設備、録音装置のバックアップとしてICレコーダーを導入し、議場内の録音対策が図られました。

議会事務に関しては、情報化が進む中で会議録の一刻も早い公開が求められており、定例会・臨時会の会議録をホームページで公開（閲覧）が早期にできる方法については、議員をはじめ関係者の協力体制を含めた中で、引き続き検討をお願いします。

議長交際費については、町ホームページでの公開が始まり、交際費の使途の透明性の確保に繋がるものと思います。

また、議員報酬を含めた特別職の報酬や議会政務活動費に関しては、支給額の検討も必要かと思われますし、また、費用弁償については、支給再開に向けた検討等が必要な時期かと思われます。

監査委員会事務局につきましては、平成23年度の決算審査及び平成24年度の定例監査、例月出納検査、代表監査委員による議会への決算意見書の報告等の活動状況の審査を行いました。

監査委員会事務局の予算執行は、委員の報酬等が中心であり、予算に対する執行率は96.02%になっております。職員の人数も少ない中での有給休暇の消化率について質問がありましたが、業務に支障なきよう適宜消化されているとの報告がありました。

以上、議会事務局、監査委員会事務局の審査報告とします。

続きまして、産業振興課について報告いたします。

産業振興課については、6日午後1時半より審査を行いました。

産業振興課は、農政商工係、農地係、地域整備係の3係で構成されており、職員11名で業務を行っております。

農政商工係は、各種農業振興事業や農業振興地域の整備計画の管理、農業団体の育成及び指導、商工業の振興、各種統計調査、労働対策、消費者行政、観光振興事業など、その業務内容は非常に多岐にわたっております。

平成24年度は、観光振興事業の一環として、JR東日本主催による「駅からハイキング」を招致し、町の知名度向上を図りました。この「駅からハイキング」は、高崎市新町支所並びに新町商工会と協力し、神保原駅から新町駅までの中山道コースを設定、平成25年2月17日、日曜日に開催したところ、県内外から738名もの参加者が集まりました。なお、本事業の更なる発展を期待して、継続した事業が望まれます。

次に、緊急雇用創出基金事業では、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を受けて、各課の事業を取りまとめ、交付申請、実績報告を行いました。なお、この事業は平成23年度で終了となる予定でしたが、平成24年度も引き続き実施されたものです。

消費生活対策事業としては、消費生活専門相談員を2名配置して、毎週火曜日、金曜日の2日間相談業務を行いました。相談件数は114件で、内訳は、町内の方が75件で前年比20件増、町外の方39件、8件増でした。この相談業務は、本庄市、美里町、神川町との消費生活相談業務に関する協定書締結により、児玉郡市内の住民が上里町、または本庄市の窓口で相談できることから、児玉郡市内の住民の利便性が相互に向上し、事業の充実が図れていると考えています。なお、本庄市においては、毎週月曜日、木曜日と金曜日に相談窓口を開設しております。

次に、中小企業融資制度や勤労者住宅資金貸付事業においては、年度内の新規申請、認定者はなく、預託金の有効な活用がなされておられません。せっかく制度があるのですから、もっと利用してもらえよう制度のPRを工夫するなど、更なる事業の見直しが必要と考えています。なお、今年度から町のホームページでも制度の周知を図っています。特定中小企業者認定事務事業ですが、平成24年度は17件の認定事務がありました。

農政関連では、農業近代化資金利子補給事業などの農業振興事業、畜産振興事業や地産地消運動の推進、消費者との交流促進、耕作放棄地再生利用推進事業などを行いました。

農業者戸別所得補償制度については、226戸が対象となり、合計約7,200万円が支給されました。なお、平成25年度からは、名称が「経営所得安定対策」と変わるものであります。

本庄農林振興センターやJA、郡市との連携による児玉地域担い手育成総合支援協議会においては、新規参入希望者が就農できる体制整備をするために、児玉地域明日の農業担い手育成塾を設置していますが、町内から1名の参加があり、卒業しました。また、平成24年度におい

ては、町内の耕作放棄地は約1ヘクタール減少し10ヘクタールとなりました。引き続き、耕作放棄地の解消に努力をお願いします。

農地係については、農業委員会の事務局を担当し、毎月開催される定例会において、農地法各条の申請の審議を行っております。また、農地の利用権設定、農業者年金事務事業等を行っております。また、農地法許可申請については、4条、5条申請の合計は、前年比増で、件数9件、面積約3,500平米の増加となりました。

中核担い手農家育成奨励金交付事業は、昨年度と比べて、奨励金交付額は、ほぼ倍増の276万円、交付者数も10人増えました。この事業は、その事業目的からも、引き続き制度の存続が必要と考えています。

町内における農地の違法転用については、把握している部分で15件、約1万3,600平米であり、現況は駐車場や資材置き場となっているようです。違法転用の発見については、農業委員や職員による巡回、近隣からの通報により把握し、是正のための措置として通知文を出していますが、引き続き、その後の状況確認など、是正対応をお願いします。

今後は、新規就農支援と担い手育成、優良な農地の確保が大きな柱となりますので、引き続き、支援をお願いします。

地域整備係は、上里西部土地改良区、上里土地改良区の事務を担当し、土地改良事業の推進、土地改良区の施設の維持管理等を行っております。

上里西部土地改良区については、おかげさまで、今年の3月に換地処分を実施することができました。賦課金の徴収は平成18年度から始めたところですが、既に、少額ながら未納額が発生しております。未納額が増えないうちに早目の対策を行うようお願いします。

上里土地改良区は、施設の維持管理と事業費借入金の償還に関する賦課徴収及び償還事務が主な事業となっております。地区内の施設においては、着工後30年以上が経過しているため、老朽化が進み、漏水工事が12カ所と多発しております。給水栓の漏水も数多くあるようですので、水資源を大切にするためにも、漏水している給水栓の一斉交換など、土地改良区として対応できないものか検討をお願いします。

また、賦課金の滞納対策として、改良区役員や職員による未納者宅への直接徴収などの結果、約150万円が納付され、一定の効果がありました。相続等で土地の所有者も町外の方になるなど、土地改良区を取り巻く環境は厳しくなっているようですが、滞納額を少しでも圧縮するよう、引き続き、直接徴収を実施していくようお願いします。なお、審査の中では、農業者年金の状況について報告を求めました。

次に、会計課について報告いたします。

会計課においては、9日午前9時半から審査を行いました。

会計課の業務内容については、現金、消耗品等の出納管理、県収入証紙の売り捌き及び管理、例月監査及び出納閉鎖後における決算の調整等を行い、町長に報告等を行っております。

歳計現金、歳計外現金の記帳については、歳入が9,604件、歳出が1万9,793件でありました。合わせて2万9,397件で、前年比2,944件の増でありました。また、現金の取り扱いが多いことから危険が常につきまっておりますので、事務の効率化や事故を未然に防ぐ観点から、現在、現金で取り扱いをしている旅費等を口座振替に移行させる等の方策を講じるよう要請します。

公共料金の口座引き落としについては、10月1日より導入され、各課で差し引きされていたものが一括で引き落としされたことにより、事務量の大幅な軽減が図られ、電気料金についても、街路灯では一括前払割引制度が適用となり、半年間で14万2,997円の割引がありました。一般の低圧・従量制供給の場合でも、一月に1件当たり53円の割引が適用されており、経費の節約も図られております。

歳計現金の運用は、短期の定期預金により10万213円の預金利子を得ることができました。今後も、遺漏なきよう的確に対処し、運用を図りますようお願いいたします。

埼玉県収入証紙の残枚数、残高の管理については、毎月ごとに整理されておりますが、毎日の管理についても、同様に管理し、保管するよう要請します。

安全面については、防犯面から、埼玉りそな銀行の窓口には防犯カメラが設置されております。また、カウンター近くに防犯用のカラーボールも設置されておりますが、引き続き、万全を期して事故防止に努めるようお願いいたします。

続きまして、総合政策課について報告いたします。

総合政策課は、9日午後1時半から審査を行いました。

本年7月1日現在、課長以下8名で構成し、総合政策係と財政係の2係体制となっております。施設では、コミュニティセンター、勤労者総合文化センターを管理し、土地開発公社を所掌、財団法人上里町勤労文化協会を所管しております。

初めに、上里サービスエリア周辺地区整備事業は、事業主体である上里町土地開発公社と町が協働して実施している事業で、総合政策係と財政係が事務分担しながら事業を推進しております。昨年3月に農地転用許可、開発行為許可を得て、土地造成工事をはじめ水道配水管布設工事などの工事発注については、町の契約手続に準拠し、一般競争入札や指名競争入札によって実施されました。工事発注後の管理監督も、関係課で組織する庁内連絡会議で工事ごとに事務を分担するなど、庁内での連携が図られたことは、一時的な事務量増加に対する対応方法として適切な措置であり、今後も積極的な導入をお願いいたします。本年2月には、上り線側4区画について予約分譲受け付けが行われ、2社の応募があり、幸先の良いスタートとなりましたが、残された下り線側の産業団地など、引き続き、企業誘致主管課と事業主管課が情報の共有

化と連携により、一日も早い完売に努めるようお願いします。

それでは、総合政策係が所掌する事業について、初めに、公共施設見直し検討委員会において、隣保館と集会所の取り扱いが審議され、その結果報告が11月に行われ、平成25年度当初予算に反映されました。また、その後、指定管理者制度の拡大について審議が行われ、平成25年度へと検討が引き継がれ、今回の9月議会に図書館等の設置条例の一部改正が提案されましたように、着実に成果を上げております。残された審議案件についても鋭意審議を行い、早期に結果報告がされるよう、引き続き努力をお願いします。並行して行われた外部審議機関となる公共施設再配置等懇談会も、早稲田大学教授や埼玉縣市町村課職員など委員に迎え、精力的に審議が行われ、その結果が提言書として提出され、今回、アセットマネジメント計画策定の必要性が提言されています。今般、公共施設の長寿命化や更新問題が取り上げられる中、この提言項目が具体的な成果となるよう、一層の取り組みを期待します。

(仮称)上里スマートインターチェンジについては、昨年4月に国土交通大臣から連結許可があり、平成27年12月の供用開始が期待されますが、その後の手続として、ネクスコ東日本との基本協定の締結、工事細目協定書の締結を行い、平成24年度分の工事負担協定が締結され、詳細設計が行われています。担当課も工事関係をまち整備環境課が担当するとのことで、引き続き連携を密に、早期供用開始に向けて努力をお願いします。

情報システムについては、住民基本台帳情報や税情報という基幹となるシステムの更新を迎え、従来のクライアントサーバ方式からクラウドサービス方式へと更新が行われましたが、方式の変更による初期トラブルもなく円滑に移行し、安定した運用となっていることは、喜ばしいことでもあります。

一方、県内23町村による情報システム共同化推進協議会が昨年5月に発足し、先ほど申し上げました基幹システムを共同で管理運営するもので、9月に参加意向の最終確認が行われた際、本町も積極的に参加表明を行い、18町村による共同化が図れることは、先進的な取り組みであり、協議会においても、上里町も一層の役割を担うとともに、システム移行には万全な準備と対応をお願いいたします。

生活バス路線である本庄駅から神泉総合支所までの乗り合いバスについて、沿線4市町が共同して補助事業を立ち上げましたが、2年目の補助額が前年度よりも拡大しており、今後も拡大が危惧されます。国の補助事業導入に向けた調査を行っているようですが、是非、実現に努力をお願いします。

その他にも、コミュニティ事業、定住自立圏共生ビジョン、観光パンフレット作成、勤労文化センター運営事業などの事業執行を実施しています。

財政係は、予算編成、決算調整、交付税算定、起債などの事務に加え、土地開発公社の事務

を担当しております。

財政の健全化の指標となる健全化指数は、4項目とも問題がなく、指数的には更に改善したことは、財政運営上、有益なことと考えております。

決算数字からは、歳入の要となる町税は収納率が向上したものの、前年度を下回る決算額と、5年連続の減少となっております。一方、町債、いわゆる新規の借入金が防災・減災事業や学校整備事業などによって約10億円となり、町債残高も69億5,000万円台と、近年にない増加となっております。歳出では、普通建設事業費が補助・単独とも大幅に増加し、9億1,000万円台と前年度の対比で倍増となり、積立金も4億2,000万円と定額運用基金を除くと25億5,000万円となっております。

このため、年度間の財源調整を図るため基金への積立金が増加することは、将来へのリスク回避策として有効な手段であります。

ただし、備えあれば憂いなしということ、財政の平準化や健全化の面からは良い方向であります。基金の目標とする水準など明確にするなど、基金の適正化について検討に余地があると思います。

次に、町債残高が増加傾向にありますことから、債権管理の重要性が増しております。市場金利の低下から、ここ数年低利な資金に移行しておりますが、今後も金利動向に注視しながら、借り入れ先や借り入れ条件など、引き続き、総合的な検討をお願いします。特に、臨時財政対策債の残高が増加しておりますが、償還に当たっては、償還額が交付税算入されますが、着実に各年度の償還額が増加することになりますので、借り入れ抑制も含め、償還と借り入れについて、常に財政状況に配慮しながら創意工夫をお願いします。

財政事情については、平成24年度決算は概ね良好な決算となったが、人口の緩やかな減少、年齢構成の変化による生産人口の減少、デフレ経済の進捗などから町税の減収が下げ止まらないことなどが、歳入面での財政リスクと考えられます。したがって、監査報告で指摘されているように、自主財源の確保が優先的な課題であります。一方、歳出面では町債残高が急増しており、引き続き増加傾向にあること、また、高齢化の進展により、引き続き、医療・福祉・介護費用が増加することなどが考えられます。公共施設も建設後20年から30年と、今後改修や建て替えを控えていることなど、義務的経費の増加により財政の硬直化や普通建設事業における大規模な財政負担が考えられております。

こうしたことが今後の財政リスクとして存在していることから、当面厳しい状況は継続するものと考えられますので、将来リスクに対応する財政の健全化への取り組みを継続していただきたいと思っております。なお、審査の中では、八町河原の下水道終末処理場用地4ヘクタールの活用について、職員からの提案を受ける制度を設けたらとの意見も出されました。

続きまして、まち整備環境課について報告いたします。

まち整備環境課は、10日午前9時半から審査を行いました。

係は、建設管理係、都市計画係、生活環境係の3係で構成されており、職員数14名で業務を行っております。

建設管理係は、道路の建設に伴う用地交渉、維持補修、道路や水路との境界査定を担当しています。

町の事業で進めている主要道路は、大きく2カ所、1つ目が上里サービスエリア周辺地区道路整備事業として町道2480号線等の道路、2つ目が、古新田四ツ谷線整備事業です。いずれも国の社会資本整備総合交付金を活用して、24年度は、25年度内の供用開始に向けて、大きく工事進捗が図られました。また、(仮称)上里スマートインターチェンジ事業は、平成24年4月に国から連結許可を受け、27年12月供用開始予定として事業着手しました。24年度は、7月に東日本高速道路と協定を締結し、11月からインターチェンジの詳細設計に着手しております。周辺には企業の立地も決まっておりますので、着実、かつ一日でも早く開通の日が迎えられよう、事業の推進をお願いします。

次に、地元住民要望等を踏まえた生活道路の改良事業についてですが、24年度は、道路舗装や側溝布設等、修繕とは別に11カ所で工事が実施されました。道路に関する請願・陳情・要望で未処理の件数は、平成25年6月1日現在で136件となっています。中には、要望のうち一部を対応されているものもありますが、生活に身近な道路でありますので、安全・安心の町づくりといった観点からも、優先順位をつけながら、引き続き着実に対応をお願いします。このほか、24年度は、上里町橋梁長寿命化修繕計画が策定されました。笹子トンネル崩落事故等、社会資本の老朽化、維持管理が問題視されております。町では、5メートル以上の橋を点検し、将来必要となる維持修繕費用を平準化する修繕計画を立てました。点検の結果、すぐに修繕をしなければならない橋はなかったとのことですが、老朽化し始めている橋もありますので、安全な通行確保のためにも、計画的な修繕をお願いします。

また、町の事業ではございませんが、国道17号本庄道路については、神流川橋架け替え区間の用地買収が始まり、25年度は、橋の橋脚の工事に着手するようです。県道児玉新町線の天神区間についても、測量調査が実施され、事業が始まりました。交通渋滞の解消、安全確保のため、引き続き事業の促進、積極的な要望活動を行うようお願いいたします。

都市計画係は、土地区画整理事業、公園、町営住宅の管理、開発に係る協議、建築確認の受け付け等を担当しています。

神保原駅南土地区画整理事業につきましては、昭和59年の事業着手から29年余りの長期にわたり整備を進め、24年度は事業完了となる換地処分を行い、これに伴い、事業区域内の住所等

も変更されました。保留地については、駅ホームから見えるように分譲促進の看板を設置するなど、売れ残っている保留地公売を続け、25年3月に1区画が売却されています。このほかの分については、町の財産として、総務課で引き続きインターネット公売等により4区画販売を続けるとのことですが、早期に処分できるよう努めていただきたいと思います。

四ツ谷、宮本の町営住宅については、住宅使用料の24年度末時点での滞納者が14名で、滞納額の合計が724万6,900円であり、23年度末と比べ滞納者数は1名減、額は増加割合が小さくなっているものの、31万300円の増加となっております。駐車場使用料の滞納については、滞納者2名、滞納額の合計は7万5,600円であり、23年度末と比べ2名減、3万2,400円の減でありました。滞納の対策として、滞納者と個別の納付相談を実施しており、滞納分の分割納付や、生活保護を受けている方は福祉事務所と協議して事務所から町へ納付してもらうなど、効果の見られるところですが、滞納額が減少するよう、今後も滞納対策をお願いします。

上里ゴルフ場については、株式会社さいたまりバーフロンティアに管理許可し、運営しております。借地部分の土地買収については、22年度に1件買収しておりますが、それ以降はありません。平成21年に10年の借地契約をしたときに、地権者には5年を過ぎたころから土地買収を始めていくと説明しているとのことですので、地権者の意向を確認しながら、計画的な土地取得に努めていただきたいと思います。

また、町内建築物の地震による被害を減らすため、上里町建築物耐震改修促進計画を策定しました。大規模な地震はいつどこで起こるかわかりませんので、この計画に基づき、耐震性が不足している可能性のある住宅や建築物の耐震化を促進されるようお願いいたします。

神保原駅南口の路上放置自転車対策として、民間のノウハウと資金を活用し、駐輪場を設置、管理運営する事業を実施しております。町は、町有地を貸し出す方法で、駐輪場の整備と管理運営をする民間事業者をプロポーザル方式で選定しました。25年4月からは、選定された事業者によりまして管理駐輪場が運営され、路上放置自転車もなくなり、駅周辺の環境整備が図られています。

生活環境係は、交通安全対策、一般廃棄物の処理関係、犬の登録、注射等の保健衛生、生活環境の苦情処理、公害対策を担当しています。

上里町の人口当たりの交通事故発生件数は、常に県内で悪いほうの上位にあり、24年度は死亡事故も2件ありました。交通安全のため、道路標識や路面標示、反射鏡等の設置や、警察と協力して交通安全運動期間中の街頭指導等の啓発活動も実施しておりますが、交通事故防止のため一層の努力をお願いします。また、放置自転車対策として、上里町自転車等放置防止条例に基づき、神保原駅周辺を放置禁止区域とし、駅南駐輪場の整備とあわせて、放置自転車への警告指導等がなされ、駅周辺の環境が改善されております。

住宅太陽光発電システムの補助金であります。24年度は60件、296万7,000円を上里町共通商品券で補助し、クリーンエネルギーの普及に寄与しました。防犯灯は、上里町内で2,861カ所あり、新設するものは電気料等の削減のためLEDを設置しているとのことあります。

苦情相談であります。雑草、樹木、不法投棄、野焼き、悪臭、スズメバチの駆除等、多岐にわたり、その件数も年間200件超あり、その内容により関係部署と連携して対応されています。これらは町民の生活に直接関係します。これからも迅速かつ適切に対応するようお願いいたします。

なお、まち整備環境課の現場視察は、9月13日午後行いました。

現場視察先は、八町河原の下水道終末処理場用地、陳情第7号 上里町忍保グラウンド修繕等についての陳情について、忍保グラウンド周辺を視察しました。3つ目として、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業関連の町道2480号線などの道路視察でありました。

続きまして、下水道課について報告いたします。

下水道課については、9月11日午前9時半より審査を行いました。

現状の職員体制は、課長を含め5人となっております。課長は水道課との併任であります。また、人事異動等により、全職員が課における在職年数が短い体制となっております。

係は下水道系の1係で、一般会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の3会計を執行しております。

主な事業につきましては、合併浄化槽設置整備事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業となっており、生活排水による公共排水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図るものであります。

なお、本年4月の組織・事業の見直しによって、旧町民環境課から、し尿処理関係の業務を引き継いでおります。

初めに、合併浄化槽設置事業ですが、平成22年度から国の循環型社会形成推進交付金、平成23年度から県の合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金を受け、単独槽、または汲み取り槽から合併浄化槽助成の転換に要する費用を補助するもので、平成24年度は10件の転換に460万円の補助金を交付しております。

今後も、平成22年3月に策定された生活排水処理基本計画に基づき、合併浄化槽への転換促進をお願いします。

次に、公共下水道事業であります。認可区域の供用開始に向けて管渠築造工事を実施しており、神保原町地区の14ヘクタールを供用開始したところであります。年度末の供用開始面積は147.9ヘクタール、整備率は66.9%になっています。残りの認可区域を早期に供用開始することが望まれます。しかし、供用開始区域内の下水道への接続率は、前年度より増加したものの

の31.2%となっています。接続率向上のためには、下水道事業に対する理解と協力が必要となりますので、説明会や相談会などを通じて接続促進を働きかけ、接続率向上に努力をお願いします。

農業集落排水事業であります。上郷・久保地区の61世帯が接続しております。平成24年度は2世帯が新規接続しております。

平成16年に供用開始してから10年が経過し、処理場に設置されている装置は劣化によって故障が多くなっており、修繕費が増加しています。

使用料は定額・人数制で料金を徴収していますが、収入は横ばい状態であります。今後の維持管理に要する経費負担を考えると、使用料の算定方法などの協議や検討を重ねていくことが必要と思われるので、地元に対して理解と協力が得られるよう努力をお願いします。

最後に、下水道課につきましては、公共下水道事業の会計制度を特別会計から企業会計へと移行及び水道課との統合に向けて準備作業を進めております。

続きまして、税務課について報告いたします。

税務課については、11日午後1時半より審査を行いました。

係は、住民税係、資産税係、収税係の3係体制で、職員19名と納税推進員として臨時職員1名で、税の賦課徴収事務を行っております。

昨年、本委員会でも検討するよう要望した県税OBの任期付き採用も、検討の結果、条例改正を経て、本年4月より1名収税係に配属されており、今後の収納に好結果が得られるものとして期待しております。

平成24年度における一般会計の町税収入は38億4,201万7,000円で、前年度に比べ7,253万1,000円、1.9%の減となりました。

この数字は、現年度と滞納繰越分を合わせた数字でございますので、それぞれ区分しますと、現年度の収入額は37億7,982万円で、個人住民税が年少扶養控除の廃止などにより6,574万円の増、法人町民税が一部企業の業績向上により4,648万円の増収でしたが、3年ごとの評価替えによる固定資産税の減収2億105万円が大きく響いて、減収となっております。

滞納繰越分につきましては6,219万円で、軽自動車税以外は前年を上回っています。

収納については、毎年度の目標数値を定め、平成24年度現年度分は、前年度の町村平均98.16%を上回る98.17%を掲げ、実績は98.26%となり、滞納繰越分は、ここ10年間の最高収納率12.78%を上回る12.85%を掲げ、実績として大幅に上回る14.43%を達成しております。

国民健康保険税につきましては、収納額6億7,261万6,000円、うち現年が6億2,368万円、滞納繰越で4,893万円の収入となり、収納率が現年で91.39%、滞納繰越が14.75%、それぞれ目標の現年で91.05%、滞納繰越13.0%を上回りました。

住民税の課税者数や個人所得が伸びていない中で、国保加入者は、一部企業の縮小や海外転出に伴い社会保険から国保に切り替わった方などもおり、24年度は4,875世帯、9,185名と、23年度に比べ113世帯、165名増加しております。

なお、総括質問で同僚議員から質問のありました所得ランクにつきましては、本委員会でも報告がありましたが、未納者の所得ランクについては、4月1日現在で国保に加入している方で、転出者や社会保険に移った滞納者は含まれない条件での所得ランクしか判明しないとの前提で、所得ゼロから100万円までが229世帯、100万円から200万円の間に98世帯、200万円から300万円が50世帯、300万円以上が32世帯、合わせて409世帯の報告がありました。これは、未納者全体の30%に当たり、低所得者が多い傾向は伺えますが、全体を判断するには留意すべき点があるものと思われまます。

国保の滞納世帯では、給与所得、単身者世帯、固定資産なしの方の滞納が最も多く、住民税の個人所得とあわせ、契約社員・派遣社員などの雇用止め後の滞納が多い傾向が続いているものと思われまます。

滞納を少なくするためには、現年度の滞納を少なくすることが重要であると、一昨年、昨年と指摘しているところですが、この対応として、7月号広報での呼びかけ、10月に一斉文書催告、その後、11月から翌年1月に管理職などの臨宅訪問や収税係による電話催告など、3月の一斉催告、その間に個別の来庁要請や財産調査予告・差し押さえ予告などを行っております。

町税・国保税全体の滞納者は2,857名おりますが、昨年の3,030名から減少しています。そのうち、現年度のみ滞納者は、住民税が390、固定資産が152、軽自動車78、国保が275、計767名です。昨年度より28名微増しているのが懸念されるところであります。今後も、法に基づき、督促、催告、財産調査などを速やかに行い、滞納額の減少に努めるとともに、法に基づく執行停止、不納欠損処分も厳正に執行されるようお願いいたします。なお、一昨年度の審査で本委員会より指摘しました、14.6%という高率の延滞金がかかることを周知することで滞納を防止する手段の一つになるとの点につきましては、一斉催告文書において率を明示し、また、個別の金額も明示した催告書が送られておりますが、平成26年から税法改正により延滞金の率が毎年変わることになり、記載方法を検討中との報告がありました。

差し押さえは、一般会計・国保会計をあわせて、財産調査を昨年より299名多い1,306名に対し行い、差し押さえを、預貯金、所得税還付金、給与、生命保険など、昨年より115名多い1264名に行い、2,479万円余りを収納いたしました。

生命保険の返戻金の差し押さえにより額が大きくなったとの報告を受けております。差し押さえた不動産の公売は1件行いましたが、応札者がなく、インターネット公売での売却を目指しましたが、平成25年度にずれ込んで売却したため、インターネット公売の24年度実績がゼロ

となっています。動産のネット公売は、収納に係る手間に比べて金額は少ないものの、金銭収納以外の効果もあり、不動産とあわせ、引き続き取り組まれるようお願いいたします。

次に、不納欠損につきましては、総括質疑で同僚議員が質問しましたが、23年度に比較しまして2,258万円減少し、一般会計で4,772万円、国保会計で2,178万円という大きな額が欠損となりました。

うち907万円が1位、相続放棄関連です。679万円が2位で、経営会社の倒産による個人分の連帯債務で法的整理の終わったものなど、一般会計プラス国保会計、合わせて605名、3,433件が対象となりました。

これらの取り組みの結果、昨年、それまでの昭和47年が一番古かったものが、昭和54年の滞納が一番古い税となりましたが、平成24年度もそのまま昭和54年の滞納が残っており、余りにも長期にわたる滞納につきましては、引き続き、早期に解決されるよう努力をお願いいたします。

収納の手法として、4年目となったコンビニ収納は、町税・国保税を合わせた件数ベースで17.7%から19.1%へと上昇し、利用のなかった都道府県は5県、365日24時間対応できることで、夜間の利用が34.5%、土日の利用が22.3%など、利便性の向上と、納める場所・時間がなるとの言い訳に対応できることなどの効果がありました。件数的には、当初導入時期に目指しておりました件数ベースで20%の利用率に近づいております。

納税推進員は、賃金340万円、収納額3,300万円となっています。収納額は落ちており、コンビニ収納などで払えるようになったこともあり、集金を依頼する方が減ってきております。

税務課は、若い職員の割合が多く、課税・収税、それぞれ知識・経験が必要な事務も多く、特に、滞納処分などの知識・経験を引き継ぎ、本委員会での要望が実現し、採用されている県税OBを有効に利用し、育成するなど、今後も滞納整理に努力をお願いするものであります。

滞納の未然防止、収納率の向上の観点からは、滞納者と職員との直接の納税交渉なども重要であり、ノウハウの蓄積と税務課への職員配置について、特段の配慮を求めるところであります。また、昨年からの企業の特別徴収への積極的な働きかけも、引き続き努力していただけるようお願いいたします。

続きまして、総務課について報告いたします。

総務課につきましては、12日午後1時半から審査を行いました。

係は、秘書人事、庶務、管財契約係の3係に分かれており、職員数は12名であります。

秘書人事係の主な事務は、職員の給与や研修など職員に対する全般、また、町長の秘書、町議会の招集、条例・規則の全般に関することであります。

24年度においては、地域主権一括法により、多くの条例等の改正や行政組織の見直し等を行ったところであります。

職員関係では、職員定数・給与・採用・懲戒処分等の内容が報告されました。平成24年度末、職員総数は175名であり、本年は定年退職が9名、勸奨退職が2名、県への復帰退職が1名、普通退職2名の計14名が退職を迎えました。なお、県との人事交流を実施している状況でもあります。

平成25年度採用の職員採用試験については、一般行政職8名、一般行政職障害者枠1名、技術職1名の採用でありました。

臨時職員の数や職員採用に関して、障害者の雇用の促進等に関する法律による法定雇用率を町は達成しているかについて、25年度採用について、報告のとおり改善を行ってきたとのことであります。

次に、庶務係であります。主な事務といたしましては、文書管理や情報公開、広報発行業務、区長会、選挙管理委員会、公平委員会事務、消防団事務、防災防犯事務などが挙げられています。平成24年度は、平成23年度からの繰り越しとして上里町防災行政無線施設新設工事や防犯町づくり事業、選挙では衆議院議員選挙が行われました。

区長定数や区長制度の見直しの必要性について、長い間の懸案事項でもありますが、平成25年1月に区長全員に対して、区長定数、区長選出方法、行政区への加入状況等のアンケート調査を実施し、調査結果を分析して、慎重に検討しているとのことでした。

次に、管財契約係の仕事は、庁舎内事務機器管理事務、財産管理事務、庁舎管理事務に関することであります。

内容については、請負業者指名委員会事務として、平成24年度、202案件に対し業者の指名選考を実施しました。また、平成24年度から土木工事の指名競争入札で電子入札を実施し、今後、工種を広げることや庁用車に電気自動車を導入したことなどの報告がありました。

町が平成11年度から13年度にかけて下水道終末処理場等用地として購入した土地の活用方法について、庁内が連携して検討するよう意見が出されたところでもあります。その関係から、まち整備環境課のところでも述べましたが、9月13日午後から下水道終末処理場等用地の現場視察を行いました。また、庁舎管理における改善点等について意見も出されたところでもあります。

以上のような各課別に審査をし、それらをもとに9月18日午前9時半より委員会を開催し、決算審査の総括審議を行いました。

その結果、当委員会に付託となった分の平成24年度の各会計の決算については、全て認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務経済常任委員会に付託されました平成24年度決算審査についての委員長報告といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 以上で、総務経済常任委員会委員長の審査報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時10分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続行します。

文教厚生常任委員会委員長植原育雄議員。

〔文教厚生常任委員長 植原育雄君発言〕

文教厚生常任委員長（植原育雄君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員長の植原育雄でございます。

当委員会に審査の付託を受けました平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同介護保険特別会計歳入歳出決算、同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算並びに同水道事業会計決算について、担当されている学校教育課、学校建設室、学校教育指導室、図書館、郷土資料館、生涯学習課、中央公民館、水道課、町民福祉課、子育て共生課、高齢者いきいき課、老人福祉センター、健康保険課の決算審査を、去る9月6日から13日までの期間において、担当課長及び担当職員の出席を求めて、決算書及び附属資料、決算説明書などをもとに説明を受け、質疑等を行い、慎重に審査を行いました。

なお、当委員会に付託となった平成24年度各会計の決算については、全て認定すべきものとの意見が多数となり、認定すべきものと決定しましたので、報告します。

以下、各課（室）等の概要について、審査を行った順に報告をさせていただきます。

初めに、学校教育課、学校建設室、学校教育指導室の事業概要について報告いたします。

学校教育課では、教育委員会の事務局としての事務、児童・生徒の就学事務、要保護・準要保護就学援助事業、教職員の人事異動事務、幼稚園就園奨励費交付事業、教育備品等の購入、小・中学校施設の保守点検業務の発注等の事務を担当しております。

学校建設室では、小・中学校校舎及び体育館の耐震化事業に取り組んでおり、上里中学校校舎棟改築・解体事業を進めており、校舎棟新築部分には、本年12月には、生徒が安心して学習できる環境が整うとのことであります。

神保原小学校体育館改修工事及び賀美小学校体育館改修工事については、耐震化工事及び老朽改修工事を含む改修事業が完成し、本年3月には、小学生の卒業式も行うことができました。

また、平成25年度施工（現在工事実施中）の長幡小学校体育館改修工事、七本木小学校体育館改修工事実施設計についても、耐震化・老朽化の実施設計事務が完了しております。

小・中学校の耐震化事業とともに、学校施設の管理業務等を担当しております。

学校教育指導室では、各小・中学校の学校運営、研究委嘱・県教育指導担当訪問等の調整、就学指導、教職員の人事異動及び研修、いじめ・不登校の未然防止のための教育相談、中学生体験研修参加補助事業の審査・指導を行っております。

奨学資金貸付事業につきましては、貸付返済金により貸付事業を運用しておりますので、未済金の回収にも努力をいただき、連帯保証人などの提出を貸付要件とすることなどの検討を図りながら、経済的な理由により学資支出困難な世帯に対して、事業の充実を望むものであります。

ヘルメット着用については、夏の暑さもあることから廃止の意見も出ましたが、上里町では交通事故が多いため、児童の安全を確保することが最大の目的であることなどを考えて、意見が出されました。

上里町中学生体験研修参加費補助事業については、中学生海外派遣事業が終了し、平成24年度に新たな事業としてスタートしました。今回2名の参加者がありました。1名が海外研修、もう1名が国内研修に参加となっておりますが、高額な費用が必要になる海外研修など短期留学（語学研修）については、経済力のある家庭への補助につながらないか、所得制限などの必要性や広く参加者を募集できないかなどの検討を要望します。

学校における暴力・いじめ・不登校問題についても、意見や質疑が出されたところでありますが、潜在的な問題についても、引き続いて注意を払っていただきたい。

スクールカウンセラーなどを活用し、多感な児童・生徒への支援などについて望むものであります。

学校施設管理におきましては、維持修繕工事等が多くなっておりますが、全体的な老朽化などを配慮した施設整備を望むものであります。

続きまして、図書館、郷土資料館についてですが、図書館運営事業では、主要業務として、利用者のニーズに合わせた図書などの選定及び購入、貸し出し・返却業務や郷土・行政資料の収集・保存も行っております。また、利用者からの各種調査相談業務にも積極的に対応している様子が伺えます。図書などの購入については、限られた予算の範囲での対応には苦しい状況ですが、他館との相互貸借の制度を十分に活用して、不足分を補っている姿が見られました。他の館等への貸し出し数は1,046点で、他の館などからの借り受け数は1,478点となっております。

また、各種広報活動や支援活動も積極的に実施しております。特に、各小学校へ訪問しての読み聞かせや本の紹介、さらに、小学校の朝読書用や指定されたテーマでの団体貸し出しについては、学校図書の不足分を補う取り組みとして各学校から高く評価されています。今後も、充実を図りながら継続的に推進していもりたい事業です。また、生後7・8カ月児健診時を利用したブックスタート事業や定期的な幼児向けの絵本の読み聞かせなども実施しています。

学校訪問や幼児向けの読み聞かせについては、ボランティアグループと連携して行われております。

図書館も開館以来20年が経過しており、各種の設備に老朽化のための故障などが目立つようになってきています。毎年、決算審査で要望していますが、閉架書庫の増設なども必要となってきております。これらの修繕には多額の費用が予想されることから、財政状況の厳しい町の現状ではありますが、緊急度を見ながら、多年度にわたる修繕計画を立てて対応していくことが重要だと考えられます。

郷土資料館では、上里町の原始・古代からの貴重な資料を収集・保管・調査を行っています。また、通常の展示活動や特別展のほかにも、町内の各小学校を中心に体験教室や郷土史についての出前授業などを活発に行っており、資料の活用にも力を入れている姿が見られます。今後も充実を図りながら、継続的に推進してもらいたい事業です。しかし、現状では職員の年齢が高くなっています。毎年のように決算審査で要望していますが、先人たちが残してくれた貴重な上里町の文化遺産を将来の上里町のために受け継いでいくためにも、適正な職員配置とともに、後継者を育成していくことが課題であると考えられます。

町指定無形民俗文化財である獅子舞などの継承については、近年の社会環境の急激な変化や娯楽の多様化の中で難しくなっているのが現状ではありますが、郷土史の一部として後世に伝えていくことは大事なことと思います。現在、保存・伝承に携わっている保存会の方々には、日頃の練習成果を広く町民の方々に見ていただく発表の場を増やすことが大事であり、多くの町民の方々にふるさとの郷土芸能に触れてもらうためにも、大事であると考えられます。

続きまして、生涯学習課、中央公民館についてですが、生涯学習は、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などのあらゆる活動を通して、多様な機会・方法により展開されますが、生涯学習課では、生涯学習係とスポーツ振興係の2係で、町民一人一人が生きがいのある充実した生活を送るために、これらの学習活動全体を支援する事業を推進しています。また、中央公民館の公民館係では、生涯学習の最前線として生涯学習にふさわしい魅力と活力のある学級・講座を設けて、地域の特性を生かした人づくり・地域づくりの事業を実施しております。

町民の生涯学習に向けて、現代社会の変化に対応した、住民のニーズに応じた学習「いつでも、どこでも、誰でも」が学べる地域社会を構築し、潤いと生きがいを持ち、心豊かな充実した人生を送れるよう、引き続き学習の機会の提供と支援に向けて、更なる努力をしていただくよう望みます。

平成20年度から開始し、5年目となった上里東小学校の「のびっ子教室」に加え、平成24年度より賀美小学校でも実施となりました。放課後に1年生から4年生までの児童が、登録され

た教育活動サポーターなど24名の指導のもと、異年齢の子どもたちが、学習活動、創作活動、様々な遊びを通じて、思いやりの心や協調性、自主性が芽生える活動を行って保護者からは高い評価を得ており、成果が上がっているようです。

また、わんぱく合宿塾については、実際に合宿の様子を拝見させていただきましたが、保護者アンケートや子どもたちの感想文の内容を聞いても、好評で大変意義のあるものと考えます。今後も、保護者の期待に応えられるよう、引き続き頑張りたいと考えております。

次に、人権教育に関してですが、町の人権施策の見直しが行われ、今後はより一層いろいろな角度からの人権問題を考え、主体性を持って推進していただきたいと思います。

次に、スポーツ振興ですが、乾武マラソン大会では、地域住民の皆さんやボランティアの協力で、会場までの誘導や沿道での応援などは高い評価を得て、比較的スムーズに実施されました。

町体育施設についてですが、町民体育館は建築後23年以上が経過し、老朽化などにより、雨漏り、設備の不具合等の問題が生じておりますので、計画的な修繕が必要と思われま

す。公民館事業であります。各地区公民館と中央公民館が密接に連携し、公民館まつりやせせらぎ大学・サルビア学級の講座や明るい地域づくり推進事業として、研修会、講演会を開催しております。今後も、生涯学習にふさわしい魅力と活力のある事業の実施に向けて、更なる努力をしていただきたいと思

います。今後は、予算措置を含め、町民のニーズに応えられるような事業と運営のあり方や、各種事業に協力していただくボランティアの確保を検討していただくことをお願いします。

続きまして、水道課については、業務係と施設係の2係となっていて、業務係は、水道料金の検針・徴収業務、異動処理や調定処理などの企業会計業務を行っています。施設係は、安定、安心した水道水の供給を図るための建設事業、施設などの維持管理業務を行っています。

当年度の水道事業であります。給水人口は3万1,262人、給水戸数は1万1,932戸、配水量は518万9,266立方メートル、有収水量は407万4,476立方メートル、有収率は78.52%となっています。前年度との比較では、給水人口、給水戸数、配水量は増加しているものの、有収率は0.89%下回っています。

有収率が低下している原因については、40年以上経過している老朽管からの漏水が主たるものであると思われま

す。しかし、全ての老朽管を更新するには多額の事業費が必要となることから、漏水が頻繁に発生している箇所の管路から順次更新するとともに、老朽管の更新工事を計画的に進めることが必要と思われま

収入のうち、前年度との比較では、水道料金は若干下回っていますが、加入金は大きく増加しています。同じく支出では、減価償却費は増加していますが、企業債利子償還金は減少しています。

住民の節水意識が高まり、家庭における給排水設備も節水タイプが普及している現状においては、水道料金の増加は見込めないと思われます。

また、石綿セメント管更新事業、機械・電気設備更新事業や老朽管更新事業などの建設工事には多額の事業費が必要となることから、企業債の償還利子や減価償却費が増加し、収益の減少が予想されますので、収支バランスを考慮の上、安定した企業経営をお願いします。

未収金につきましては、督促通知や未納者宅への訪問、分納誓約などで改善に一定の成果を上げていますが、水道料金を納めない人数・金額は増えています。一方、未納となっている期間が数年間に及んでいる使用者も多くなってきています。

水道水の供給は、水道使用者からの料金で運営されており、悪質な未納者に対して、停水などの措置を講じるようお願いいたします。

最後になりますが、水道事業は住民の日常生活に直接影響を及ぼす重大な責務を負っております。

地震などにより水道管が破裂して復旧に時間を要する事態を想定し、非常時においても速やかな給水が行えるよう、給水タンク車の配備を検討していただきたいと思います。

続きまして、町民福祉課ですが、子育て、福祉、医療関係の窓口業務の組織の見直しにより、新たに編成された課です。

町民福祉課は、町民係、社会福祉係の事務を担当しております。

町民係は、各法令に基づく戸籍・住民基本台帳事務、印鑑登録・証明書などの発行事務、人口動態等統計事務、相続税法に関する報告、埋葬許可及び犯歴等の身分に関する事務を行っております。

平成24年7月の住民基本台帳法、入管法等の改正や外国人登録法の廃止により、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法が適用されるようになりました。

近年、日本人と外国人、外国人相互の渉外的届出事件が増加しており、戸籍事務は複雑化してきている現状です。こうした事務は、前例がない場合が多く、処理には知識と経験が求められており、法務局からも経験の多い職員の配置を求められているのが現状です。

住民票や戸籍謄・抄本など、不正請求の早期発見や抑制を目的として、平成22年6月に施行された本人通知制度について、当初、登録期間は3年でしたが、改正により、平成25年6月から3年間の登録期間がなくなり、再登録の必要がなくなりました。

今後も引き続き、町民生活に不可欠な戸籍・印鑑登録等の届出・証明交付事務が、正確・迅

速に処理できるよう、さらに窓口体制を整備し、住民サービスの向上を図るようお願いいたします。

次に、社会福祉係についてですが、社会福祉係の社会福祉総務事業では、民生委員・児童委員及び保護司会の事務局、町社会福祉協議会との連絡調整、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭、社会を明るくする運動等、町民福祉のための各種事業を行っております。

民生委員・児童委員54名、主任児童委員3名の57名の方が、厚生労働大臣より委嘱を受け、町民福祉のために御尽力をいただいております。

障害福祉関係では、障害者自立支援法に基づき、障害をお持ちの方々が地域社会で自立して生活できるよう、年々増加する相談事業や助成・補助事業を行っております。

次に、近年の少子・高齢化社会への急速な進行や、社会・経済状況の変化などに伴い、住民生活における福祉課題が複雑・多様化し、従来の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、対象者ごとの法律や制度だけでは対応し切れなくなってきています。そうした中、上里町地域福祉計画は、住民の誰もが住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、日常生活のさまざまな問題について、住民一人一人の努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な支援（公助）の連携により解決していく方策を示すもので、関係各位の御協力をいただき、平成25年3月に策定しております。

近年、生活保護や精神障害に関する相談件数が増加しており、1件の相談に費やす時間が長く、職員の負担が大きくなっております。

平成25年4月から障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）となる法律の改正などが行われます。障害者福祉制度の変化や県から町への事務の移譲など、今後、関連する規則の制定などをはじめとする事務量の増加が考えられます。

平成23年度に作成した地域支え合いマップは、見守りなど支援を必要としている、ひとり暮らしの高齢者、70歳以上の方のみの構成世帯、障害者、要介護高齢者などの情報を、要援護者と支援者の関係を地図に記入したものです。平成24年度には、このマップを活用し、災害発生時の避難行動や情報伝達について、サポートが必要なひとり暮らし高齢者や障害者など災害時要援護者の状況を把握し、更に、災害時の避難支援の方法を設定するための個別計画である災害時要援護者支援プランに発展させております。

続きまして、子育て共生課ですが、子育て共生課は、この4月の組織改正により、旧福祉子ども課のこども青少年係、保育園、児童館と旧人権共生課の人権推進係と男女共同参画係が一緒になり子育て共生課となり、子育て支援係、人権・男女共同参画係、児童館、保育園、男女共同参画推進センターの業務と各施設の管理運営を担当しております。

初めに、保育園事業関係の入所状況は、中央・長幡保育園とも定員60名ですが、国の保育所定員の弾力化により、昨年4月1日現在、中央保育園70名、長幡保育園72名の計142名、本年3月末現在、中央保育園68名、長幡保育園74名の計142名の入所であります。

また、子育て支援事業として、一時的な保育需要や緊急時の保育需要に対応するため、一時的保育事業等を実施しており、年間延べ人員、実数で、中央保育園334名、長幡保育園236名の計570名の利用がありました。

様々な保育需要が増加している中で、正規職員数に対し臨時職員数が多いので、今後も職員体制の整備を図るとともに、就労形態の多様化に伴う住民の要望に応えるよう、取り組みをお願いします。

次に、児童館であります。児童館の入館者数は、大人5,069人、幼児3,621人、小学生7,700人、クラブ生4万2,195人、中学生180人で、5館合計で、延べ人数5万8,767人です。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、18歳未満の児童が健全な遊びを通して、健康を増進し情操を豊かにするという目的で設置されています。しかし、利用状況を見ると、圧倒的に放課後児童クラブ生が利用しており、地域の子どもの利用が年々減少していることが課題です。

次に、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ関係ですが、小学校1年生から3年生の指導をしており、平成25年3月末のクラブ生は、七本木児童館31人、東児童館49人、長幡児童館33人、神保原児童館32人、賀美児童館47人です。

また、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブについての対象児童が小学校卒業までと拡大されており、今後の児童の受け入れについての検討を行っていただきたい。

次に、子育て支援係では、児童福祉・放課後児童対策、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、保育所委託事業及び助成事業・次世代育成支援事業・青少年健全育成事業・児童虐待防止に関する対応業務などを担当しております。

放課後児童対策事業については、公立5館と私立3館で、県内でもほかにはない体制が整備され、事業が実施されています。なお、私立3館においても、環境改善事業として県補助金が投入され、エアコンの整備が行われており、今後、県補助金等の活用について、私立3館に周知をお願いするとともに、公立と私立の保育料格差是正に向けて努力をお願いいたします。

保育事業としましては、入所について待機児童はいませんでした。町内6園以外に、管外25園に通園している状況です。各保育園の定員数ですが、萌美保育園90人、ひまわり保育園130人、安盛保育園150人、めぐみ保育園90人、中央保育園60人、長幡保育園60人、合計580人となっています。また、保育料の滞納者に対する徴収業務は、受益者負担の公平性の観点から、

差し押さえも含め、引き続き努力されたい。

次世代育成支援事業については、一時預かり事業など、少子化対策事業として順調に実施されております。

また、近年増加している児童虐待防止に関する対応業務については、要保護児童対策協議会を設置し、児童虐待に対する対応を図っており、今後においても、関係機関と連携して、児童虐待を防止するために努力をお願いいたします。また、青少年健全育成事業については、青少年健全育成町民会議・青少年問題協議会を軸として、社会を明るくする運動の街頭啓発、青少年非行防止夜間パトロールを引き続き実施し、非行防止に努めていただきたい。

次に、人権・男女共同参画推進係では、平成23年度にこれまでの人権施策の見直しを行い、運動団体支部活動費補助金や隣保館事業、集会所事業については、平成24年度をもって廃止としています。また、住宅貸付資金償還業務については、貸付者192人で、うち164人が既に償還を終了しており、残り28人が返済中です。公平性の観点からも、滞納者への適切な対応をしていき、滞納整理に更なる努力をお願いします。

次に、男女共同参画推進センターであります。男女共同参画事業として講演会や各種講座を開催しており、女性センター運営事業としては、各種セミナー・講座の開催、弁護士・専門員による相談業務、館の貸し出し業務及び公民館・児童館との合同で男女共同参画推進センターまつりが開催されております。また、女性の悩み相談等も行われていますが、今後、男性の相談等も含め、相談者の立場に立った適切な対応に努めていただきたい。

また、貸館としての利用者が年々増加している一方で、施設利用率は20.4%ですので、今後、広くたくさんの方に有効活用していただくような運営を図っていただき、地域住民のふれあいの場として、今後も積極的な活動をお願いいたします。

続きまして、高齢者いきいき課、老人センターについてですが、高齢者いきいき課については、健康保険課、福祉こども課の高齢者関係課の改編及び新設により設置され、高齢介護係、地域包括支援係の2係で業務を担当しております。

高齢介護係については、高齢者福祉における老人生きがい事業では、75歳以上の高齢者に敬老記念品の配布、金婚式典、高齢者の生きがいを見出していただけるよう、老人クラブ活動の育成や助成、シルバー人材センター運営費の補助事業を行っています。

老人福祉事業については、賀寿の高齢者のお祝いとして敬老長寿祝い金の配布、在宅の要介護4・5の高齢者を介護する介護者に、介護に対する慰労として要介護高齢者介護者手当の支給、身体上、または精神上的の障害などにより在宅における生活に支障があり、養護者がいない高齢者を措置する老人保護措置委託事業、巡回バス委託事業等を行っています。また、巡回バスについては、平成24年4月23日より巡回コースの見直しを行い、従来の3コースから6コー

スに変更、一周する時間を短くし、停留所の見直しと新設を行いました。これにより、大型店に停留所を設け、高齢者の買い物難民対策を一部実施し、年間の延べ利用者が1万1,835人と、前年と比較して2,234人の増加、伸び率23%となっています。

続きまして、老人福祉センターについては、平成18年度から指定管理者制度に基づき上里町社会福祉協議会が管理運営を行っており、かみさと荘の運営・施設の維持管理を所長以下3名で業務を実施しております。

平成24年度のかみさと荘の利用者は1万7,439人で、前年と比較しますと2,045人の増加となっています。平成23年度は東日本大震災の避難所として4月の1カ月間を休館したことが、増加になった要因と考えられます。

開所日数は243日で、1日当たり平均71.77人が来所している状況であり、高齢者の各種相談事業、健康増進事業、レクリエーション等を行い、高齢者の憩いの場、コミュニティの場として活用されています。

また、浴場の衛生面では、循環ろ過器の点検、滅菌剤の濃度チェックや水質検査を実施し、レジオネラ感染症の発生防止と浴槽水の衛生管理に対する努力が伺えます。

施設の維持管理では、施設の老朽化に伴う維持補修が行われていますが、昭和50年6月に開所し、38年が経過している老人福祉センターの耐震診断も含め、将来的な方向について検討する時期であると考えます。

いずれにいたしましても、高齢者の憩いの場として快適に利用できるよう、施設の維持及び衛生管理について、今後も努力されますよう要望いたします。

続きまして、介護保険特別会計ですが、平成24年度は第5期事業計画の1年目で、年間の介護保険料の額は、平成23年度より概ね30%の増となり、基準額であります第4段階の額は、4万800円から1万2,300円増の5万3,100円となりました。

平成24年度3月末の第1号被保険者数は6,289人、前年比359人、6.1%の増で、高齢化率にあっては19.84%となり、前年度より1.14%の上昇となっております。また、要支援・要介護認定者数は903人で、前年比65人の増となっています。

町における認定業務については、認定の根幹をなす認定調査の調査員は、看護師や介護支援専門員等の資格を持つ臨時職員を採用し、調査の公正を期すため取り組んでおります。このことは、要介護認定、介護保険サービス給付等の適正な運用はもとより、介護保険制度の充実のため、日々の努力が伺えます。

認定審査会は、毎週金曜日に、医師を中心とした10名の委員のうち5名の委員により年間47回を開催し、合計1,027件の要介護認定の判定が行われました。

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、今後、要介護認定申請が更に増えることが予想され、

業務に関わる人員の強化、かつ円滑な事業運営体制の確保が急務と考えられます。

介護給付費の総額は13億5,285万円で、前年度から8,340万円、6.57%の増となっておりますが、介護給付費や住宅改修及び福祉用具購入事業においても適正化等の強化が望まれます。

町の介護施設の整備の状況については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）240床、介護老人保健施設80床、合計320床と高い整備状況となっております。

また、在宅系のケアハウス39床、特定施設入居者生活介護111床、地域密着型サービスの認知症の高齢者が利用できるグループホーム62床、サービス付き高齢者向け住宅84床、住宅型有料老人ホーム16床、合計312床が整備されており、町内には、高齢者が自宅以外で暮らすことが可能な施設が、合わせて632床となっています。

その他、訪問通所系等のサービスが利用できる環境も整っており、介護保険料の上昇も踏まえ、適正なサービス利用を望みたいと考えます。

一方、第1号被保険者の介護保険料は3億1,440万円で、前年度比8,689万円、38.19%増の収入済額となっており、不納欠損額250万円、収入未済額840万円となっております。

これらを踏まえ、保険料負担をいただき、制度を運営するものですが、保険料滞納者が介護保険制度を利用することとなった場合は、給付制限の対象となることもあります。

介護保険サービスの利用者の増加が、結果として保険料の上昇へとつながるといふ介護保険制度の基本的な仕組みについて、広く住民に周知するとともに、滞納対策の取り組みを強化されることを要望します。

続きまして、地域包括支援係ですが、地域包括支援係（地域包括支援センター）は、高齢者の方が、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防や財産管理、虐待防止など、様々な課題に対して総合的な相談支援など、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としております。

介護予防事業といたしましては、65歳以上の高齢者5,075名を対象とし、生活機能チェックリストを送付し、要介護状態などなるおそれの高い方を把握し、介護予防につなげるため、その結果をもとに、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業などを行っております。

包括的支援事業といたしましては、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を行っています。

この事業は、高齢者から相談を受け、適切な機関や制度の利用につなげる支援や、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待対応などを行っています。また、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行っています。

任意事業といたしましては、ひとり暮らしの高齢者やその家族を支援するため町が任意で実施している事業で、緊急通報システム事業・高齢者生活援助員派遣事業・認知症サポーター養

成講座などを実施しております。

指定介護予防支援事業については、要支援1・2と判定された方の介護予防ケアプラン作成などを行っております。対象者の届け出件数は、年間合計1,735件で、735万7,080円が介護予防サービス計画費分として一般会計に歳入されております。そのうち1,128件を町内外23カ所の居宅介護支援事業所に委託し、一般会計の歳出として483万360円を介護予防委託事業所へ支払っております。

現在、要支援1・2と判定された方が月平均140名前後の予防給付を受けており、今後、地域包括支援センターの役割が重要となることが見込まれ、効果的な介護予防サービスなどを提供することを目的として、地域の方と協働で取り組む介護予防事業が必要と思われまます。

また、高齢者に関する相談からの問題に対し、早期発見・早期対応をするため、地域包括ネットワークとの連携による情報提供や関係機関との連絡など、地域包括支援センターの役割と組織・業務内容・人員配置等、十分な検討を行い、効率性の高い地域包括支援センターの業務運営望むところです。

続きまして、健康保険課ですが、医療年金係と健康推進係（保健センター）の2係で幅広い業務を担当しております。

健康推進係（保健センター）については、県補助金の妊婦健診の公費負担の助成に係る母子保健事業費補助金、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金等、国庫補助金では、がん検診推進事業に係る保健事業費補助金が主な歳入となっております。

歳出につきましては、健康推進係の事業費のうち、予防対策事業費が7割を占めており、日本脳炎の接種再開、子宮頸がん等3ワクチンの接種費用の助成事業は、引き続き継続事業となっております。

続きまして、予防対策事業ですが、予防接種法に基づき定期予防接種を実施しているところですが、平成23年度からは日本脳炎予防接種の接種が再開され、差し控えの5年間で接種機会を逃した方も接種できるようになりました。

また、任意予防接種の助成事業でありますb型インフルエンザ菌（ヒブ）、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの方が接種され、平成23年度に引き続き、実施しております。

次に、健康増進法に基づく歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等の検診事業についてですが、がん検診については、受診率50%を目標に、平成21年度より、節目年齢の方を対象に、子宮がん・乳がん・大腸がん検診が無料で受けられる無料クーポン券を配布しております。胃がん・大腸がんにおいては、1桁台の後半、子宮頸がん・乳がん・肺がんが20から30%台を記録し、いずれも目標には届かない状況が続いております。

今後、がんの早期発見・早期治療のために、一人でも多くの方に検診を受けていただくこと

が重要であることから、更なる充実を願っております。

次に、母子保健事業ですが、少子化対策の一環として妊婦健康診査の公費負担の助成が行われており、妊婦の健康を守り、元気な赤ちゃんを出産するための支援として、重要な施策となっております。

また、母子保健法に基づき、乳幼児健診・相談事業を毎月実施し、個々のケースに応じた保健指導に結びつけております。

発育発達の遅れが疑われる幼児に対して、小集団での遊びを通して子どもの発達を支援する「親子教室」、発育発達につまずきのある乳幼児のよりよい成長発達を促し、家族の保育上の負担軽減を図るために専門職による「うさぎちゃん広場」「ことばの相談」「うごきの相談」を実施しております。

育児不安を抱く母親と子どもたちのよりよい成長の支援をさらに充実できるよう、事業実施を願うところです。

また、近年、児童虐待やDVといったことが大きな課題として取り上げられております。

乳幼児健康診査未受診者に虐待のハイリスク者が隠れているため、虐待の早期発見とその予防の目的で、家庭訪問や、就園している子どもについては園から情報を得て、安否確認を行っているところです。

次に、保健師業務事業、保健センター運営事業ですが、健康推進係は、保健師を保健センターへ集約化されたことにより、町民の健康保持と増進の拠点としての役割を発揮できることと期待しております。

これから超高齢化社会を迎えるに当たり、保健センターの果たす役割は、ますます重要な問題として認識されつつあり、保健師等の適正な人員配置と処遇改善を考慮した、更なる保健衛生事業の充実を強くお願いするものであります。

次に、医療年金係ですが、医療年金係では、重度心身障害者医療費支給事業やひとり親家庭等医療費支給事業、乳幼児医療費助成事業など医療費の助成事業、国民年金の資格の取得・喪失届の受け付けや制度周知などの事務、国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格の取得・喪失届の受け付けや保険給付事務、特定健康診査事業などを実施したところです。

重度心身障害者の方やひとり親家庭の方の経済的負担を軽減するための医療費の助成や出生から中学生までの医療費の助成により、子育て家庭の経済的負担の軽減措置を図っているところですが、子ども医療費については、県の助成対象は小学校就学前までの乳幼児の医療費となっているため、町単独の医療費支給額が増えている状況にあります。

国民健康保険特別会計は、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金などが年々増加し、町の一般会計から赤字補填分として多額の繰り出しをしないと運営できない状況にあります。

平成25年度に国民健康保険税を見直す予定であります。今後も国民健康保険の健全な財政運営を図るためにも、国民健康保険の給付と税の適正な賦課を検討していく必要があると思われれます。

また、県内市町村の国保財政基盤の強化と安定化を図るため、保険財政共同安定化事業の対象医療費が広げられましたが、事業運営の広域化など、今後、国民健康保険制度の改正などに対応した体制づくりが必要と思われれます。

また、町民の健康を守り、医療費の抑制を図るべく、特定健康診査・特定保健指導を実施しているところであります。平成24年度の集団健診の受診率は30.5%という状況でありますので、受診勧奨の方法や健診体制の整備など、受診率向上の対策に取り組んでいかなければならないものと思われれます。

次に、後期高齢者医療制度については、町では、資格の取得・喪失の事務や保険証の交付事務、保険料の徴収事務などを行っています。

平成24年度の後期高齢者医療の保険料については、現年分の調定額は1億3,444万8,080円に対し、収納額1億3,365万1,870円、収入未済額79万6,210円と、徴収率は99.28%となっております。

また、滞納繰越分の調定額71万8,604円に対し、収納額28万6,249円、不納欠損額5万370円、収入未済額38万1,985円と、徴収率は39.83%となっているように、今後、保険料の滞納が増えないよう、適切に対応していく必要があると思われれます。

この後期高齢者医療制度については、社会保障改革国民会議で、現行制度を基本としながら、必要な改善を行うことが適当であるとしているため、お年寄りの方が安心して医療が受けられるよう、国の動向を注視しながら、適切に対応願いたいと思います。

以上で、文教厚生常任委員会に付託をされました平成24年度決算審査についての委員長報告といたします。

議長（高橋正行君） 以上で文教厚生常任委員会委員長の審査報告を終わります。

これをもちまして、平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成24年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成24年度上里町水道事業決算について各常任委員会における決算審査についての委員長報告を終わります。

これより各常任委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は各常任委員長に対し順次発言を許可いたします。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は委員長の審査報告の範囲でお願いいたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤委員。

〔 10 番 沓澤幸子君発言 〕

10 番（沓澤幸子君） 議席番号10番の沓澤です。

それでは、総務経済常任委員長に対して質問をさせていただきたいと思います。

総務経済常任委員長の報告の順に沿って、質問をさせていただきます。

まず1点目、議員報酬を含めた議会事務局のところですが、特別職の報酬や議会政務活動費の支給額と費用弁償の再開に向けた検討が必要というふうに報告されておりますが、議員の報酬は長いこと据え置かれているわけですが、一方で、特別職は毎年毎年15%から20%の報酬削減を継続してきていますし、また、費用弁償については、多くの自治体で停止、もしくは廃止をしている現状だと思いますので、それぞれ、全く内容が違いますので、どのような検討が行われたのかお聞きしたいと思います。

また、2点目、総合政策課の関係でありますけれども、財政状況については当面厳しい状況は継続するという報告で、町債の返済見通し、返済ピーク時期がどの辺に当たり、また、今後の事業計画に基づく町債借り入れの見通しです。その辺について、具体的にどのような厳しさを見ているのか、伺いたいというふうに思います。

財政のところでもう一つ聞きたいんですけれども、財政の健全化指数は毎年良くなっているわけでありまして、現時点の町債残高、また、公債費比率等の指標です。それと、基金残高との関係でどのように見ているのか。基金につきましては、適正化についての検討の余地があるというふうな報告でありましたので、具体的にお聞きしたいというふうに思います。

次に、財政状況については、自主財源の確保が優先的な課題と言われましたけれども、安倍首相は来年4月からの消費税8%値上げを決定しています。町税が落ち込んでいる中で、消費税の増税がどのような影響を受けるのか、自主財源の確保の見通しについて伺いたいというふうに思います。

また、臨時財政対策債の借り入れについては、着実に各年度の償還金が増加することになるというふうに評価しているわけでありまして、この間の交付税算入について、掘り当てましたら伺いたいというふうに思います。臨時財政対策債につきましては、町債の約半分、償還金が100%算入されるということになっているわけなのでありますけれども、非常にこの辺が微妙なところでありまして、基金との兼ね合いでどのように見ているのか、伺いたいと思います。

あと、学校教育施設の耐震診断や改修工事の目途は立っていますけれども、他の公共施設の耐震診断については、いまだ進んでいない現状があるわけですが、公共施設見直し検討委員会は、施設の現状が明らかにならないと具体的な検討は進まないのではないかとというふうに思いますけれども、検討委員会の現段階での検討状況等について、お聞きしたいというふう

に思います。

次に、まち整備環境課に関わるところでありますけれども、社会資本の老朽化の問題から、橋梁の長寿命化修繕計画が作成されたことは、当面の安全と将来が見通せて大変よかったというふうに思っているわけですが、町道については、請願・要望があつて、まだ改良が未実施な道路が136件ということであります。古い要望については、何年前の要望が残っているのか、伺いたいというふうに思います。

あと、四ツ谷、宮本の町営住宅については、住宅使用料の滞納者数は減っているわけですが、滞納額が増額しています。所得に応じた家賃になっていると思いますけれども、一部の方で額が増え続けているのかなということが心配されますので、どのような内容になっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

あと、ゴルフ場の関係ですけれども、住民からは、夕方、かなり早い時間なのにコースを回らせてもらえないだとか、近くて利用したいんだけど、近隣の高齢者割引や平日割引で大変安いところが多いために、遠くてもそちらを利用してしまつと。そういう声をたくさん聞いています。10年契約で委託しております、株式会社さいたまリバーフロンティアに対して、こうした委託内容の要請というのはされているのか、そうしたことについて審査されたのかどうか伺いたいというふうに思います。

産業振興課ですけれども、中小企業融資制度や勤労者住宅資金貸付事業は新規の申請者がいなかったということでもありますけれども、一昨年もそのような報告を聞いております。過去の利用状況と、なぜ利用されないのか、そうしたことについて伺いたいと思います。

次に、消費生活対策事業は、相談件数が伸びておりまして、町内の相談件数も114件中75件と大変多いわけでもありますけれども、相談後のフォローはされているのかどうか、伺いたいというふうに思います。

あと、土地改良区についてでありますけれども、漏水が非常に多くて、給水栓の一斉交換の必要があるというふうな報告でありましたけれども、その事業に要する費用の見込みについて伺いたいというふうに思います。

また、排水路管理作業を毎年8月の第1日曜日に上里土地改良区区域一斉に行っているわけでもありますけれども、大変暑い中、高齢化している住民が非常に苦しんでいる事業であります。こうしたことについての改善策などの議論はされたのかどうか、伺いたいというふうに思います。

あわせて、西部土地改良区でありますけれども、3月に換地処分を実施したということですが、土地改良に当たって、一部白地が含まれていた部分について、事業が終了した後には白地として戻すという県の指導のもとに、地権者も同意をして事業が進んできたようでありました

けれども、事業終了後、白地が青地に変えられたという問題が発生しているようであります。この土地改良区の審査に当たっては、少額の未納金対策に言及しているわけでありませけれども、このようなことが起こりますと、未納金対策どころではなくて、大変重大な地権者の財産に関わる問題になってきているわけで、総務経済常任委員会では、こうした問題について把握、検討しているのかどうか、伺いたいというふうに思います。

あと、農政関連では、農業振興事業、特に担い手育成事業であるとか、新規参入希望者の支援等、重要な仕事を行ってきているわけでありませけれども、現在国が進めているTPPの参加の影響については、どのような審査が行われたのでしょうか。また、農地の耕作放棄地は前年に比べて10ヘクタールになって、解消は進んでいるようでありますが、違法転用については、昨年と同じ件数、同じ平米であり、解決が進んできていません。この違法転用は長いこと引きずっている問題だと思しますので、具体的にどのような対応を講ずるべきと審査したのか、伺いたいというふうに思います。

あと、会計課のところでありませけれども、会計課の記帳です。非常に出し入れが多いということで、毎年毎年増加してきております。22年度は1万9,000台でしたのに、23年度は2万8,000台、そして2万9,000台と増えているわけでありませますが、口座振替への移行が毎年提起され、徐々に進んでいるのにこのように増えているわけでありませして、まだ移行できるものとしては具体的に何が残っているのか、伺いたいというふうに思います。

下水道関係でありませけれども、公共下水道は、環境改善のためには必要な事業でありませけれども、事業を進めるほど借金が増え、財政の見通しを厳しくしていますし、合併浄化槽の推進事業と公共下水道事業のあり方について、伺いたいというふうに思います。

また、公共下水道の認可区域においては、供用開始地域の64%内で、接続率は31%ということですが、下水道課は24年度から町民環境課のし尿処理業務も移ってきており、下水処理全般を把握できるようになっているわけでありませるので、公共下水道供用開始地内における合併浄化槽及び単独槽や汲み取り槽のパーセントですね。この把握について伺いたいというふうに思います。それによって、やはり、接続が図れるかどうか目安になってくると思しますので、お願いいたします。

農業集落排水事業特別会計のところにおきましては、接続率は70%で61世帯ということですが、計画の74世帯の接続の見通しについて伺います。

また、使用料に対して維持管理費が2倍かかっております。また、公債費も536万9,000円、これは返済が済めばなくなるわけでありませますが、既に、24年度も施設の修理費が発生していることを考えますと、維持管理費が増額するものというふうに思います。総務経済常任委員会では使用料の算定方式などの協議が必要と、これも、昨年もそのような報告をしているわけであ

りますけれども、具体的な内容について伺いたいというふうに思います。

税務課でありますけれども、町税の個人住民税ですが、扶養控除の廃止などによる税収が6,574万円ということですが、扶養控除の廃止による負担増は他の負担にも影響していると思いますので、その影響額、また数ですね。どういう項目に影響を及ぼしているのか、伺いたいというふうに思います。

町税も、国保も、現年・滞納繰越分とも収納目標を平成24年度は上回ったということでありまして、収入未済額は、町税が3億8,791万2,000円、国保は3億1,985万7,000円です。こうすることで、それぞれ分納で払っている方たちが収入未済額の中で何割を占めているのか、伺いたいというふうに思います。

また、国保におきましては、滞納者に対して資格証明書であるとか短期保険証を発行していると思いますので、その人数についても伺いたいと思いますし、そうした方々の医療機関への受診状況について、あわせて伺いたいと思います。

あと、滞納者の財産調査を一般会計、国保会計をあわせて1,306人に行い、差し押さえは146名であったということですが、裏を返せば、1,160人の方は差し押さえる財産がないということであるというふうに思います。その方たちの対応についてはどのようにになっているのか、伺いたいというふうに思います。

あと、税務のところでは、コンビニ収納が20%に近づき、納税推進員さんの集金が減っているという報告で、これは良い方向に向かっているということでもありますが、納税推進員さんが担当している世帯数について伺いたいというふうに思います。

あと、総務課のほうに移りますが、職員定数でありますけれども、2012年の職員総数は175名で、前年よりも3名減っています。こうしたこととあわせて、職員の有給休暇の消化状況はどのようにになっているのか伺いたいと思います。また、この職員に含むフルタイム、パートタイムをあわせての臨時職員の人数についても伺いたいと思いますし、文教厚生常任委員会でも取り上げておりますけれども、フルタイムの中で、特に、保健師さんであるとか、保育士さんが臨時職員として採用されていることについての議論がどのように行われたのか伺いたいと思います。

以上です。答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 沓澤議員からの質問に対して、大変項目数が多いので、ちょっと抜ける部分があるかと思いますが、懇切丁寧に答弁したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目の議員報酬等についてであります。

議員報酬は、御存じのとおり、他の市町村と含めて現状確認をこの審査の中でやりました。それから、特別職についても、他の市町の状況も踏まえて、改善等をする必要があるかということで、この中で審議しました。今、御存じのように特別職についても、20%、15%削減していることがありますので、こういった中で、人件費を削減することも必要ですが、実際の業務との見合いの中で、こういった予算執行を含めてしっかりやっていく必要があるかということでもあります。

それから、町債の返済です。町債については、現在69億5,000万円ということでもあります。御存じのとおり、町債については、基金との関係で、いろいろな事業の中でやっておりますが、財政融資資金とか、借り入れ状況、そういったものをしっかり見極めて、問題なきよう、いろいろな意見を交換した状況であります。

それから、町債残高についての基金についての適正化についても、平成24年度は、基金が29億1,000万円ということになっています。昨年度より5億円増えております。主な基金の内容については、土地開発基金、それから公共施設用地等取得、財政調整基金、減債基金といったところで、4億円程度の資金が前年度より増えております。そういった中で、適切な基金の運用を含めて適正化をしていく必要はあるだろうということ、委員会の中で十分討議いたしました。

それから、自主財源についても、先ほど沓澤議員からありましたように、来年4月、消費税の増税というのが取り沙汰されております。町の財政の中で一番大事な自主財源というのが、ここ減っております。減っている理由としましては、町の景気自体の、監査報告の中でも監査委員の中からありましたように、生産人口の減少とか、景気の状態、それからリーマンショック後の円高とか、所得の伸び悩み、そういったものが、実際にこの自主財源の中にあらわれているという状況かと思っております。

それから、臨時財政対策債については、細かい議論はしておりません。この点については、財政基金の中でいろいろ討議しましたが、細かい内容については討議しておりませんので、御了承願いたいと思います。

それから、公共施設につきまして、上里町公共施設再配置等見直しについてということで提言書が出されております。この中で、公共施設の見直し等の中で、社会情勢によって見直しが必要だろうということをお訴えております。この中で、公共施設の耐震化、公共施設の老朽化に対応した大規模修繕、それから長寿命化、そういったものをこの提言の中に盛り込まれております。特に、今回この提言の中にアセットマネジメント計画を策定しなさいということでもあります。アセットマネジメント計画というのは、投資する施設の管理をきちんと計画的にやって

いきたいと思いますので、アセットマネジメント計画の策定を急ぐことが大事かと思っております。

それから、社会資本の長寿命化の中で、橋梁につきましては、長寿命化計画を策定した経緯があります。道路については、沓澤議員が御指摘のとおり136件ございます。これは、前年度もいろいろ審議した中で、要望書として挙がっているんだけど、その要望書の中でも、要望した人がもう亡くなられたり、社会情勢とかそういった状況の中で、もう要望事項として当たらない部分もありますので、昨年度、要望書の中身を、もう一回優先レベルをきちんと整理して見直してくださいということでもあります。その中で出てきた136件でありますので、この中で、優先レベルをつけて実施していただくようお願いしております。

それから、四ツ谷、宮本の町営住宅の件ですが、町営住宅の利用者に対しては、いろいろな生活の方が利用しております、報告の中でありましたように、滞納等をされている中で、家庭的な状況、そういったところもございますので、その滞納額についても、生活保護世帯の方もおりますので、社会福祉事務所経由とか、そういったことで個別に相談するようにやっていただくということをお願いしております。

それから、ゴルフ場につきましては、確かに、上里ゴルフ場については、さいたまリバーフロンティアの運営委託ということでやっています。近隣の群馬県側のゴルフ場と比較して若干高目だとか、そういう意見がございます。ただ、この前も同僚議員の一般質問にありましたように、経営的には、利用者も半年で1,000人以上増加傾向にあるということで、この利用料についても少し検討の余地があるかなと。ただ、この審査の中では、細かいところまでは審査しておりません。今後の改善といえますか、利用者が増えつつあるということも含めて、経営改善になればいいなということで審議しております。

過去の利用状況については、数字は掴んでおりますので、後でわかり次第報告したいと思います。

それから、中小企業の融資制度については、前年度も、こういった制度があるについても、利用者に制度として十分周知されていないであろうということで指摘しておりますので、こういったところをもう一回改めて、中小企業の経営者等にPRをしてやっていただきたいということで、これも前年度に引き続いて、継続してやっていくよう指示しております。

それから、消費生活相談につきましては、沓澤議員御指摘のとおり114件、上里町は75件ということで、増加傾向にあります。この件についても、消費生活のいろいろな問題を行政が受け付けるということではありますが、その後のフォローについては、具体的には、この審査の中では踏み込んだ議論はしておりません。そういう状況ですので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、土地改良区の漏水対策ですが、給水栓については、数字は大体押さえていたんですが、実際、この費用について、私も確認したわけではないんですが、農業の利用者について1件当たり何万円と掛かるんで、一括で工事をやれば全体の工事費が下がるでしょうということで、一斉給水栓の取り換え。それから、漏水による無駄な費用、そういったものを改善できるということでありまして、この数字の見込みについては、戸数までは把握していませんので、一説には、1件当たり5万円掛かるとか、4万円掛かるとかという話もありますので、全体の工事費を見積もることは可能ですが、今回は、特にそこまでは見込んでおりません。

それから、排水路の清掃について御質問がありました。暑い夏の時期で、場所によっては、通常だと、この土地改良区では8時から10時までということで毎年やっておりますが、場所によっては、朝の涼しいうちにやるというような、運用について、土地改良区の役員が対応しているということも聞いておりますので、そういった問題も、個々によって解決できるのではないかと考えております。

それから、西部土地改良区の白地の件ですが、この委員会については、この件については出されていませんので、一切審議はしておりません。

それから、農業振興についてですが、農業者の新規参入ということで御質問がありました。TPPについてどうかということですが、TPPというものが今政治課題になっておりますが、町としては、委員の中で、名古屋大学院の先生が出された埼玉新聞の記事をテーマに、農業の自給率をどうしたらいいかというような、現状、自給率がずっと39%で来たんですが、それをどういう形で改善したらいいか、農業はだんだん衰退していくというようなことも懸念されたことも審議の中でありまして、そういった自給率についての審議をしたことで、TPPについては一切やっております。

それから、農地転用については、昨年も同じように違法転用については、現状15件あります。電線、ドラムの置き場所になっていたり、砂利置き場になったり、廃材・資材の置き場になっていたり、そういうところがあります。その辺について、現状まだ改善されていないので、報告書の中で挙げましたように、農業委員とか関係者が、土地所有者等を含めて改善に努力してもらうということで、1件でも違法転用が改善されますよう期待しているところであります。

それから、会計課の記帳関係については、報告書の中で述べたように、公共料金等、一括振り込みとか、街路灯の電気料金等のことについても改善されております。今後、一考できるかどうかということで御質問がありました。そこについては、まだ検討の余地があると思えます。今回については、今後のことについては、具体的な審議には入っておりません。

それから、下水道事業については、合併浄化槽等を進めております中で、従来の公共下水道というところで、下水道の接続率が31%台ということになります。単独槽とか、そういった数

字は出されていますが、率については、まだ具体的な数字を持ち合わせていませんので、必要であれば、パーセントについては後日。単独槽、合併槽、そういった数字については、個々の数字は押さえているのですが、パーセントまではここでは持ち合わせていませんので、回答しかねるということで、御理解いただきたいと思います。

それから、農業集落排水について、接続見通しということですが、23年度に1件、24年度が1件ということで、今61件ということで、目標の74件に徐々に接続率を上げているわけですが、今後の見通しについては、利用料金等のことは別に置いても、この辺は改善していく必要はあるかなと思っております。それから、使用料についても、維持管理費とか電力料金が上がったたり、それから、10年間経過しておりますので、設備の故障といったところで、維持管理費が沓澤議員御指摘のとおり膨らんでおります。こういったところで、今後の見通し等を含めて見直し等の必要があるでしょうと、使用料の算定も含めて見直しの必要性を議論したところであります。

それから、税務課の扶養控除について、ここは細かく議論はしていません。内容については、扶養控除についてということでは、余り具体的な数字は持ち合わせていませんという状況です。

それから、国保の資格証明書と短期保険証の数字ですが、短期保険証の発行は134世帯、資格証明書の発行が14世帯であります。そういう状況で、医療機関の受診状況については、そこまで総務経済常任委員会で踏み込むのかどうかというところは議論の余地があるかと思っておりますので、今回はしておりません。

それから、差し押さえの件ですが、1,306件の差し押さえた以外についてですが、この辺については、今度の差し押さえたことに注目した関係で、差し押さえの対象以外については、議論はしておりません。

それから、コンビニ収納についてでありまして、納税推進員の納税世帯数についても、細かい議論は、そこではされていません。OBを使っている御努力されているということで認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、職員定数について、175名ということで、前年度より3名減ということでありまして、有給休暇の取得についても、議会事務局の中でも有給休暇の取得について委員から質問されましたが、きちんと適切に消化しているということでありまして、役場全体でも、そういったことが実行されているということで委員会としては理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、臨時職員の関係ですが、臨時職員が現在107名です。町長部局が62名、それから教育委員会が45名という数字になっております。これについては、前年もこういった臨時職員の待遇等についても注視しておりましたが、徐々に改善されていると。また、働き方も、扶養

控除の範囲内とか、いろいろ条件がありますので、こういったことを現状認識という形で報告を受けております。

以上で私の答弁を終わります。よろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

10番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきたいというふうに思います。

議会事務局のところでは、答弁の意味が掴めなかったんですけども、議員や特別職のいわゆる報酬金額を他市町村と比較して、人件費の削減も必要であろうけれども、適切にということ、いわゆる、もっと値上げすべきだという、そういうことなんでしょうか。伺いたいというふうに思います。私は、後のほうで質問しました臨時職員のことなどを考えますと、やはり、本当に必要な仕事に対して必要な報酬が支払われるべきだというふうに思っております。しかしながら、そちらのほうについては議論が進まずに、議員と特別職のことだけをこのように取り上げるのは、ちょっと本末転倒ではないかなと。逆に言えば、住民の理解も得られない内容ではないかなというふうに思いますので、あわせた質問をしたいというふうに思います。

あと、臨時財政対策債については、着実に各年度の償還金が増加するというふうに具体的に述べていながら、細かい議論はしていないというのはいかがなものかなというふうに思うんですけども、自主財源の確保が困難になっている理由は、先ほど答弁もあったとおり明らかでありまして、経済の低迷による所得の伸び悩み、要するに、町民の暮らし向きが厳しいということであると思います。納めたくても納められないし、実際問題、課税も、所得が低いわけですから、低くなってきている、そういう状況だというふうに思います。しかしながら、一方では事業が山積みで公債費が増える。だけど、一方では基金は増えている。基金を積んでも、利息は、それほど金利が高いわけではないわけで、増えないわけです。そういうことを考えたときに、将来的な負担増と基金を貯めていくことの方針について、やはり、あわせた議論がされるべきだと思いますので、再度お聞きしたいというふうに思います。

公共施設の耐震診断のところでもありますけれども、公共施設見直し検討委員会ではアセットマネジメント計画を作ったということで、まさにそれが必要だというふうに思うわけでありまして、現段階でその計画を策定するに当たっても、何よりも、施設の現状の状態を把握しなければいけないと思うわけです。そして、町長も、昨年9月議会で、私が「公共施設の耐震診断は優先的に行って、住民にも公表するべきではありませんか」と質問したところ、「耐震診断ぐらいは、それほど莫大な費用が掛かるわけでもありませんので、順次やらせていただきたい」というふうに答弁しているわけでありまして、こうしたことが後回しでは

議論も進まないと思いますので、その辺について、再度お聞きしたいというふうに思います。

請願のあった道路等でありますけれども、昨年度、古くて、もう要望者も亡くなったし、一定の改善が進んで、要求的にも見直すべきものは整理して136件ということで、それを見直しがなかったら、もっと多かったのかなというふうに思うわけでありまして。これも、ずっと優先順位をつけてというふうなことで進んできているわけですが、待ったなしの優先課題の部分として何本ぐらいあるのか、伺いたいというふうに思います。

あと、ゴルフ場のところにつきましては、やはり、半年で1,000人からの利用が増えているということでありまして、私はゴルフなんか全くできない者でありますけれども、そうした私にもそういう要望の声がたくさん聞こえているわけでありまして、やはり、委託しているからには、きちんとした要請もあってしかるべきというふうに思いますので、今後の総務経済常任委員長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あと、中小企業融資制度等でありますけれども、PRだけではなくて、中小企業業者の方から町のほうに改善要望は上がっているわけでありまして、今後としては、そうしたことについてもぜひ審査していただいて、借りやすい、利用しやすい内容にさせていただくようお願いしたいと思いますけれども、御意見を伺いたいというふうに思います。

あと、土地改良の問題ですけれども、西部土地改良については、白地の問題については審議していないということでありまして、若干の未納金対策に言及しているわけですが、この問題がこじれますと重大なことになっていくと思います。やはり、地権者の財産を守る立場で、きちんとした対応を県に求めていく必要があるんだというふうに思いますけれども、審議はしていないということでありまして、わかっている範囲で答弁をお願いしたいというふうに思います。

農業問題では、自給率をどうしたら良いか、このことを大変真剣に議論していただいたようでありまして、本当に、命を守っていく、いざというときに自給率が低ければ非常に重大な問題になるわけでありまして、農業経営者が高齢化している中で、新規参入を図ったり、そうしたことをますます重視していかなければいけないというふうに思いますけれども、一生懸命、意欲を持って従事してみたところ、TPPの参加でこけてしまうということがあっては、元も子もないわけでありまして、このことは、県も試算を出して、大打撃が予想されているわけでありまして、真剣な議論が必要であったというふうに思いますけれども、委員長のお考えを伺います。

会計監査のほうでは、公共料金等や、それに伴う街路灯の電気代なども安く済んだといういい報告はされているわけでありまして、その報告は25年度の記帳件数のほうにあらわれていくのかどうか。また、やはり、引き続き移行を提起しているわけでありまして、具体的

にどういうものが移行できるのか、ちょっと私も思い浮かばないので、今後で結構でございますので、どういうものが移行できることによって、どれだけの事務軽減が図れるのか、お伺いできればお願いしたいというふうに思います。

あと、合併浄化槽及び単独槽と汲み取り槽については、世帯数を把握するということでありますので、この供用開始されている全世帯数を教えていただければ、パーセントは自らはじきますので、お願いしたいというふうに思います。

あと、農業集落排水事業のところでは、使用料の算定方法などの協議が必要という丸い言葉で昨年も報告しているわけでありましてけれども、結果的には、使用料の値上げを提言しているのではないかとこのように思います。私は、この使用料が、近隣市町村等の中においてどういう位置にあるのかも把握してないのですが、安いから値上げが必要なのか、その辺についてお聞きしたいというふうに思います。私は、改めて当初の計画を引っ張りだしましたが、この上郷・久保地域ですけれども、当初、処理人口は470名に設定されています。しかし、2013年度の5月時のこの地域の人口は298人であります。計画そのものに無理があったのではないかとこのように思うわけですが、その無理な計画を対象地域の住民の方たちに負わせるということではいいのかどうか、伺いたいというふうに思います。

あと、税務のところでは、扶養控除の廃止による影響については議論がなかったということではあります、大きく影響していくものと思います。それによって、例えば、減免の対象になっていたところから外れたり、補助が受けられなくなったりとか、そういうことも発生していると思いますので、後で結構ですので、それについてもお聞かせ願えればというふうに思います。

あと、資格証明書は前年度と変わらず14世帯でありますけれども、短期保険証の発行が倍化しております。医療機関への受診状況は、そこまで審査の対象かというふうに言われましたけれども、やはり、こういう明らかに違う証明書を持って、医療機関になかなか行きにくいという声も聞いておりますので、そのことによって、逆に予防医療、早期発見・早期治療が遅れては元も子もないわけでありまして、特に、短期保険証を発行することが滞納を減らすことにつながるかどうかということは疑問に思うんですけれども、そのことについて伺いたいというふうに思います。

あと、総務課のところの臨時職員については、議会の部分のところとあわせてお聞きいたしましたので、以上につきまして答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番沓澤議員の質疑に対し、総務経済常任委員長の答弁を求めます。

総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 議長から沓澤議員の質問に対して答弁を求められましたので、ただいまから各項目について再答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、1点目の議員報酬の関係ですが、報告書の中では、議員報酬を含めた特別職の報酬や議会政務活動費に関して支給額の検討も必要かと思われましてということで、さも上げるとか上げないとかという議論ではなくて、このことに関しては、2008年以降、議論を余りしていないので、特別職についても、非常勤の特別職と言いますか、そういった方も含めた検討が必要かということで報告書に載せましたので、この辺も、先ほどの臨時職員のパートさんも含めて、上げるとか上げないとかという議論ではなくて、検討をする必要がありますねということで報告させていただいたことで、御理解いただきたいと思えます。

次に、臨時財政対策債について答弁させていただきます。報告書の中で臨時財政対策債の残高が増加しておりますが、償還に当たっては償還額が交付税算入されておりますかということであります。一応、この交付税は100%算入されておりますということであります。それから、償還額が増加することになりますので、借り入れ抑制も含め、償還と借り入れについて、常に財政状況を把握しながら、創意工夫をお願いしますということで報告しております。24年度、臨時財政対策債については、元金・利子を合わせて2億1,984万円で、前年度からすると2,064万円増加しております。臨時財政対策債を同じような規模にやった場合には、当然償還額が増加すると思われまして、先ほど言いましたように、普通交付税については100%、中に算入されておまして、借り入れ先での償還方法とか償還年限、率などによっては、償還と乖離を生じるということもあります。財政負担の状況もありますので、償還額がそのまま普通交付税等に増加するということも、必ずしもそういう状況にはならないということで、考慮も必要という状況になっております。公債残高と基金の関係で、財政の健全化ということでありますが、こういったところをしっかりと、借り入れ抑制とか償還等を含めて、財政状況を常に把握していただきたいという、そういう趣旨でございます。

それから、公共施設の耐震化についてですが、耐震診断については、24年度は実施されておりませんが、25年度実施ということで計画されております。

それから、長寿命化の関係で、道路についての請願・陳情ですが、古い要望については、昭和50年代の後半について出されているものがこの136件の中に含まれております。その要望等については、緊急性というよりも、生活改善とか交通安全とか、生活に密着したところで優先

レベルを決めて実施しているというのが実情でございます。そういう点で御理解いただければと思います。

それから、ゴルフ場の経営については、先般の一般質問で同僚議員が質問されておりましたが、さいたまりパークフロンティアという会社の経営に関しては、副町長が役員として参加しております。今後、経営について、例えば、割引制度とか会員制度、従来実施されている部分もありますが、そういった住民要望を含めて、今後そういったところで、経営に関するところをしっかりとやっていただければと思っています。

それから、西部土地改良区の件であります。この件については、沓澤議員も御承知のように、県の事業でありまして、未納問題といったことも想定されますが、とにかく24年度の審査の中では議論の対象外でございましたので、今後注目する必要はあるかと思いますが、事業の推移を見るということで留めていただきたいと思います。

それから、農業振興のT P Pの問題についても、自給率の議論はしましたが、T P Pについては国同士の議論のことでありまして、報告書の中にもT P P問題については一切取り上げておりませんので、この中でのコメント等は控えさせていただきたいと思います。

それから、会計課の公共の口座振替等については、旅費等については一応やる方向でということですが、それ以外については特に考えておりません。これは、やったらという提案でございます。

それから、住民税と固定資産税との分納の割合についてです。これは24年度末の数字ですが、人数的には1,328人、金額で5億4,000万円、人数の割合で46.5%、5億4,000万円の率が77.8%ということで数字が上がっております。

それから、短期保険証の発行が増えている状況であります。短期保険証については、3カ月ごととか、沓澤さんも御存じだと思うんですが、個別面談をしてこの証明書を発行しておりますので、そういったときに、個々の事情等を含めて対応しているという状況であるかと思いません。

それから、納税関係の調査員の関係です。どのぐらいの世帯数を持っているかという答弁が抜けていたと思うんですが、目途としましては、月50件程度ということで御理解いただければと思います。

それから、合併浄化槽については、今から数字を申し上げますので、メモをしていただければと思います。公共下水道の関係の地区だけではなくて、町全体として御理解いただければと思います。昨年が5,021件でした。公共下水道の関係で廃止されたのが63件、増加が130件ということで、本年度末は5,088件という数字になっております。汲み取りと単独と合併という数字で見ますと、件数的には、汲み取り数が863件、単独が2,779件、合併が、先ほど言ったよう

に5,088件ということです。トータルで8,730件という数字でございます。比率的には、汲み取り数が9.89%、単独が31.83%、合併が58.28%。念を押しますが、今回、公共下水道の対象地域ということではなくて、これは町全体ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 答弁ありがとうございます。

たくさんの質問に答えていただいたわけでありますけれども、あと数点だけ、しつこいようですが、質問させていただきます。

西部土地改良区の事業でありますけれども、この事業につきましては、換地が3月なわけで、2012年度の決算の中であるので審査はしなかったということでありますけれども、私たち、審査に当たりましては、各課の課題なども伺いながら審査をしてきていると思います。それで、課題の中で、担当課からこういう報告があったけれども、2012年度の問題ではないので審査をしなかったのか、担当課からもそうした課題としての報告等を受けていないということでありますか。この点についてお聞きしたいというふうに思います。やはり、事業が完了した後は、ちゃんと白地として残されて、それで、負担金も一切かからないし、減歩の対象にもならないという、そういう約束のもとに行われた事業が、結果的には白地ではなくて青地にされてしまうということは非常に重大な問題でありますので、そのことについて、1点お聞かせ願えればというふうに思います。重大な課題だというふうに私は思っております。

もう1点あるんですが、公共下水道のことでありますけれども、今、大ざっぱですけれども、全町の合併浄化槽の加入率が約60%まで進んでいるという報告であります。そうありますと、大変なお金をかけて公共下水道事業を取り組んでいっても、加入はそう望めないのではないかと。合併浄化槽で、十分環境改善に役立つようにきれいな水が処理されているわけありますので、このことを数として聞いたときに、公共下水道事業そのものの見直し、進めれば進めるほど財政を圧迫して、今住民の暮らしが本当にぎりぎりに来ていて、今後、将来を見通しても、なかなか収入が望めず、年金暮らしの方たちの年金は減るばかり、負担は増える一方という、そういう中で、引いてもらっても加入できない現状なんではないか。そして、一方で、先行投資していくことによって、後々の公債費が増えることによって、住民福祉を、本来ならばもっと手厚くしてあげたいけれども、財政が厳しくてという、そういうことに陥っていくことが懸念されますので、この数字を見たときにそういう議論はなかったのかどうか、伺いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 沓澤議員からの再々質問、2点ありましたのでお答えさせていただきます。

まず、西部土地改良区の件ですが、この審査は9月6日から12日までの期間においてということで報告書をまとめておりました、この西部土地改良区の問題を委員会として掴んだのは、それ以降の話でして、報告書を提出した後でございました。したがって、この件をこの委員会の中で取り上げることができなかった事実であります。

それから、公共下水道については、こちらに上里町生活排水処理基本計画というのがあります。これが供用開始したのは、沓澤議員も御存じのとおり平成22年度からです。まだ3年の経過であります。この中を見ますと、社会情勢の変化を含めた見直しとか費用比較による費用算出の見直しとか、そういった見直しのこともあります。また事業として立ち上がったところでもありますし、公共下水道の意義というものをもう一回、環境面から見るとかなり、町の文化のバロメーターということもありますので、そういった面で適時見直しは必要かと思いますが、そういったところを委員会の中で議論したということで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、各常任委員長の審査報告に対する質疑を終了します。

日程第16、町長提出認定第1号 平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第1号 2012・平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

2012年度は、12月に衆議院の解散総選挙が行われ、民主党から自民党に政権が変わりました。安倍自民党内閣は、日本経済再生に向けた緊急経済対策、金融政策・財政政策・成長戦略の3本の矢に取り組むために、2012年度内に国債を増大させ、今年度末の国債発行残高は1兆円に達する見通しになっています。一方で、消費税増税と一体に社会保障の大改悪を進め、医療・介護の大規模な抑制を目指しながら、国民にはあらゆる負担を求めるダブルパンチの計画のも

と、安心・安全な暮らしを願う町民とかけ離れた政治が進んでいます。

2012年度上里町一般会計は、国の政策を反映して、事業としては2013年度に繰り越されましたが、学校教育施設の耐震及び改修の前倒しと、長年要望してきました普通教室へのエアコン設置事業に踏み切ったことにより、歳入90億857万7,000円、歳出87億2,774万2,000円と、前年より歳入4億1,383万3,000円、歳出3億5,841万6,000円の増となりました。

自主財源である町税は、調定額42億7,766万円に対して、収入済額は38億4,201万7,000円であり、個人・法人ともに、わずかな増額になりました。しかし、個人町民税は、2010年度の税改正による扶養控除の廃止で子育て世代の負担分が6,574万円含まれており、町民の暮らしが上向いているわけではありません。長引く不況の中でも、収納率は現年課税分、滞納繰越分ともに上がっていますが、収入未済額は3億8,791万2,000円、不納欠損4,773万円が発生しました。児童福祉費負担金、いわゆる保育所保護者の負担金についても、497万5,000円の滞納が生じており、滞納者の62%はD5階層以下の方たちが占めているところです。分割収納に応じている方も多くありますが、長引く不況の中で、努力して納めているけれども、納め切れない現状があらわれているものと思います。

職員の定数では、行政大綱に基づく職員の削減が行われ、2012年度の職員数は175名で、前年より3名減っています。毎年指摘していますが、公立保育園2園では、働く保護者の増加に伴い、定員が各60名に対し、4月から両園合わせて142名の入所でありました。その上に一時保育事業の希望も増加しており、年間延べ人数で、2園合わせて570名の利用者がありました。過密な中で障害児も受け入れ、様々な保育需要に応えている保育士の勤務実態は、相変わらず低賃金の臨時採用が多数となっています。その比率も、中央・長幡ともに、保育士は11名ですが、うち正規職員は4名、臨時職員が7名であります。全く正規職員と同じ資格を持ち、責任ある仕事をしているにも関わらず、自らの生活は保障されていないのは重大問題です。

また、5館の児童館は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的としていますが、利用状況は、引き続き、放課後保育利用者が中心となっています。一般の子どもたちが自由に利用する状態がつかられていないことは残念です。子育て中のニーズはありながら、午前中からの児童館の有効活用が図れないのは、職員の勤務が午後からのわずか3時間足らずの臨時・パートが多数を占めていることにあります。適正な職員を配置することや、民間学童への補助を増額し、公立の放課後保育との保護者負担の格差をなくすこと。また、公立の定員も、県が示す適正規模にすることによって、民間を活用し、児童館に地域の子どもたちの遊ぶスペースを広げることが求められています。

高齢者いきいき課においても同様で、保健師、社会福祉士の資格を持ち、フルタイムで高齢

者の健康・予防対策に当たっている職員が臨時採用になっています。正規職員にすべきです。必要な職員を臨時に置きかえて低賃金にしていることは、不安定労働者を自治体がつくり出していることでもあり、また、このことが町税にも大きく影響しており、悪循環になっていると考えられます。

また、高齢者福祉においても、高齢化が進み、医療費や介護給付費が増えることを心配していますけれども、年金制度の改定で年金が減る一方の中で、2012年度は介護保険料、後期高齢者医療保険料、そして、2012年3月議会では国保税の見直し値上げも行われました。相次ぐ負担増がもたらす生活の厳しさは、豊かな老後とはかけ離れたものになっています。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に国庫補助金の割合を増やすことなど、抜本的な制度改革が必要でありますけれども、健康や介護の安心のためには、当面は一般会計からの繰り入れを増やすことが必要ですが、そうになっていません。

次に、町民福祉についてですが、生活保護世帯が2012年度は新たに43件増加し、上里町における生活保護受給者は、207世帯、320人になりました。受給決定まで至らなかったものの、相談受け件数は144件あったとのこと。町民の生活実態の厳しさのあらわれであり、本当に深刻な問題です。また、この相談は大変難しい内容を含んでおりまして、1人に2時間ほどの時間を要するということがあります。町民生活が困窮している中で、きちんとした対応ができる体制が必要ではないかと思えます。

次に、町民からも逆差別の声があった同和対策事業でありますけれども、2012年度で廃止となります。終了最後の年度も、ほぼ従来どおりの事業が実施されました。運動団体の補助金は、研究・協議会等も含めて246万6,000円が支出されました。決算書を審査しましたが、1支部においては、会員数54人で、運動団体が主催する大会、講演会、研修会への参加と会議費等で390万4,200円を支出しているという内容です。また、1支部については、9月の審査時点で、まだ報告が未提出という状態であり、到底認められないものになっています。隣保館館長、隣保館生活相談員、集会所指導員の賃金についても、差別解消にならない支出でありました。さらに、住宅資金貸付償還業務につきましても、以前と同様、回収が進んでおりません。調定額7,692万4,000円に対し、収入済額は323万8,000円、収入未済額が7,368万6,000円です。不公平なこの返済事業をしっかりと行っていくことが重要だというふうに思います。また、2012年度は、この事業の終了することに抗議した抗議文をつけた車が、8月から役場庁舎前駐車場に放置されてきました。不法に放置された車は、現在も公共施設内の駐車場のあちこちに停車している状況です。こうしたことも住民に理解されない行動であり、長年続けてきた町のこの事業の問題点、差別解消につながらない事業であったことを改めて示しているというふうに思うところです。

次に、衛生費関係では、児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設運営費負担金として2億365万2,000円を支出しましたが、埋め立て処分地施設の事故による水質状況が今も改善されず、汚染水の焼却処理のための仮施設建設などの対応と焼却灰の民間委託費に血税が使われてきました。また、資源回収は、PTAをはじめ民間団体任せにしていますが、可燃ごみには30%から60%の布や紙が混入していると認めながら、リサイクル法が施行されて以来、分別品目を増やさず、焼却処分に多額の税金を投入し続けてきています。第4次上里町総合振興計画の後期計画でも、CO₂排出量削減を目標として、熱帯雨林木材の使用抑制、再資源の利用促進、資源ごみの回収などの取り組みを進めますとうたっておりますけれども、全くそうした目標が進んでいないことは、重大な問題だと言わざるを得ません。

学校教育関係では、2012年度まで、緊急雇用対策で支援員など多くの教員が配置されましたが、補助金が切れたと同時に廃止されてしまいました。いじめ・不登校問題なども引き続き注意を払う必要があり、多感な児童・生徒の健全な育成のために、行き届いた教育、30人学級の早期実現が長年の課題となっている中、加配教員が一斉に打ち切られてしまうことは、大変なことだというふうに思っております。

町は、上里中学校の建設事業と将来の高齢化を理由に財政が厳しいと言い、町民の願いに応えない一方で、次年度繰越金を6億261万1,600円、基金は年度中に4億1,540万円積み上げ、財政調整基金は12億9,454万6,000円となりました。奨学金貸付等の定額運用資金を除く基金の決算年度額残高は25億5,000万円であり、公債費比率等、財政健全化指標はいずれも明るい数字であるにも関わらず、住民の願いに応えてこられずに繰り越しを増やし、基金に積んだ内容になっているというふうに思います。

また、奨学資金の貸し付けについては、2012年度から世帯の所得に制限を設けたことが決算の中で明らかになりました。以前は、所得に関係なく、教育の機会均等、経済的な理由によって困る方たちに対して、この貸し付けが行われていたわけでありまして、後退と言わざるを得ません。

以上の点を指摘しまして、必要なところに予算と人員を配置し、町民が安心して暮らせる町づくりを進めることを要望しまして、2012年度上里町一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論といたします。

以上です。

議長（高橋正行君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

13番根岸晃議員。

〔13番 根岸 晃君発言〕

13番（根岸 晃君） 13番根岸晃でございます。

平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算について、賛成の意見を持っておりますので、述べさせていただきます。

平成24年度は、民主党政権から自民政権へと政権交代が行われ、安倍内閣は、強い経済を取り戻し、デフレ経済脱却に向け、金融政策・財政・成長戦略の3本の矢に取り組み、機動的な財政政策の一環として、国の第1次補正予算が成立し、上里町でも、この国の補正予算を活用し、平成25年3月議会の補正予算で小・中学校の空調工事、道路工事などを計上しております。また、平成24年度は、町の事業の大きな柱として上里中学校改築工事も着工されたほか、緊急防災・減災事業を活用し、防災無線のデジタル化、賀美小学校と神保原小学校の体育館改修工事など、防災設備や学校設備の耐震化事業を積極的に取り組んでまいりました。

町民の医療や福祉では、不活化ポリオワクチンの接種は平成24年9月から定期接種になり、また、肺炎球菌ワクチン等の接種費用の一部助成や子ども医療費の無料化も引き続き実施されております。障害者や高齢者を対象とした事業も多岐にわたり実施されており、今後も増加が見込まれるものと思われませんが、着実な事業執行により、子どもたちや障害者、高齢者、全ての町民が安心して暮らせる町づくりを今後もお願いしたいと思います。

道路整備事業では、平成24年5月に連結許可証が手渡され、平成27年12月に予定の上里スマートインターチェンジ供用開始に向けて上里サービスエリア周辺地区道路整備事業を進捗させるとともに、新たな幹線道路となる古新田四ツ谷線整備事業を実施し、道路網整備が大きく進みました。

平成24年度普通会計決算の歳入は90億9,336万9,000円、歳出は84億2,052万9,000円で、前年度に比べ歳入は4億899万3,000円、4.7%の増となり、歳出は3億4,021万6,000円、4.2%の増となっております。歳入の主な前年度に対する増減内容は、前年度と比較して町税が38億4,201万7,000円となり7,251万1,000円の減額、地方交付税は10億9,461万3,000円で2,211万円の減額でございます。地方特例交付金も子ども手当交付金の影響で2,285万8,000円となり3,266万4,000円の減額、国庫支出金は9億6,680万7,000円となり2,186万円の増額となっております。また、防災・減災事業などの影響で、地方債も10億1,214万1,000円と4億764万1,000円の増額でした。また、歳出の主な前年度に対する増額内容は、普通建設事業で小学校体育館改修事業や防災無線のデジタル化事業、支出は9億1,364万9,000円で4億9,011万3,000円の大幅な増額となりました。

財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は81.2%と前年度に比べ2.1%低下しましたが、自主財源比率は、税収の落ち込みと町債の増加により53.4%と前年度に比べ2.6%減少しております。このような状況の中、平成24年度は減債基金や財政調整基金を積み立てており、今後の学校の設備等の改修や社会保障等の住民サービスの維持、増加する公債費等を考えると、

厳しい財政状況の中、財政の安定と健全化に向け、将来負担の平準化と計画的な財政運営を行っていくことには重要だと考えております。上里町の将来を担う子どもたちの笑顔と町民が安心して暮らせる住みよい上里町の実現を目指し、執行者並びに職員に更なる努力をお願いし、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第1号 平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、平成24年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第17、町長提出認定第2号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番の日本共産党沓澤幸子です。

認定第2号 2012年・平成24年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

2012年度の国民健康保険特別会計は、歳入35億9,538万2,000円、歳出は33億1,868万4,000円でした。国民健康保険税は、調定額10億1,425万4,000円に対し、収入済額は6億7,261万6,000円、収入未済額3億1,985万7,000円、不納欠損額2,178万円でした。

2012年度の国民健康保険加入者は、長期にわたる景気低迷による失業者の増加や、一部企業が海外に転出したことにより、社会保険から切りかわるなどの加入が多く、前年より113世帯、165人増加して、4,875世帯、9,185人となりました。所得別では、33万円以下の世帯33.15%、100万円未満世帯52.15%、所得200万円未満世帯78.78%であり、7割・5割・2割の法定減免世帯が34%を占めるという、そういう生活実態の厳しさをあらわしている内容となっています。

このように、被保険者の多数が低所得であるにも関わらず、町は、広域化に向けた標準税率の検討を行うなどを理由に、2013年3月議会において国民健康保険税条例の一部改正を行い、

加入者全体で300万円、約30%の値上げが行われました。国保税は、所得などに応じた応能割以外に、世帯割、人数割など応益割があるため、負担が重くなります。町も、構造的な問題を認識して県平均より保険料を低く抑えてきましたが、今後、広域化に向けて2年ごとに改定を検討することにしたことは、滞納者を増大させることになり重大です。

2012年度の保険給付費は21億7,238万6,000円と、前年より1億5,284万2,000円の増となりました。医療費の増加が保険料の増加にならないように、国庫負担金の増額が必要です。それまでの間は一般会計から繰り入れて、払える保険税に引き下げる必要があると思います。滞納者に対し資格証明書14世帯、短期保険証134世帯を発行するのではなく、安心して早期に医療が受けられるようにすべきです。皆保険制度である国民健康保険は、憲法25条の精神を生かした安心・安全な制度であるべきですが、低所得者を苦しめ負担増になっていますので、2012年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に反対といたします。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、平成24年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第18、町長提出認定第3号 平成24年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番、日本共産党沓澤幸子です。

認定第3号 2012年・平成24年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

先ほど、国民健康保険のところでは値上げの部分で30%と申しましたが、それは間違いでありました。

2012年度上里町介護保険特別会計は、歳入総額15億64万5,000円に対し、歳出総額は14億6,224万2,000円でした。2000年から始まった介護保険は、3年ごとに見直しがされ、2012年度は第5期の初めの年となりました。介護保険料は、基準となる第4段階で年5万3,100円、月4,430円、第4期の年4万800円、月3,400円から月額1,000円の大幅な値上げとなり、保険料の値上げは約30%増となりました。歳入の介護保険料は、値上げによって収入済額3億1,440万2,000円で、前年度より8,688万7,000円の増額となりました。一方、収入未済額も289人、840万2,000円と、前年度より161万2,000円増えています。

第5期計画をつくるに当たって、65歳以上800人、40歳から65歳未満300人を対象に行ったアンケートでは、月基準額で3,400円であった保険料について、「妥当」が18.5%に対し、「高過ぎる」が43.5%でした。同じく、「払える保険料の額として月どのくらいですか」の質問に対し、「3,000円」が49.2%、「5,000円」が17.1%という内容になっています。このことは、5期の保険料そのものが、実態に合わない高い保険料だと言えらると思います。

一方で、3年間で運用していく介護保険の基金は、2012年度中に593万4,000円減り、年度末残高は12万6,729円となりました。このことは、第5期の運営もさることながら、第6期介護保険料に重大な足かせとなるものです。支出の92.52%を占める介護給付費は13億5,285万4,000円で、前年より8,340万4,000円増ですが、介護施設が充実していると言われている上里町でも、平成25年4月時点で36名の待機者が生まれている現状です。今国会では、介護度の低い人を施設利用から締め出し、利用料の負担を引き上げて、ますます使いにくい制度にしようとしています。今でも、所得の少ない人は利用しにくく、サービスを控えている現状があります。

だれもが安心して必要な介護が受けられる制度になっていない中で、少ない年金から高い介護保険料を天引きし高齢者を苦しめていることに対しまして、職員の皆さんが日々努力をしていることは重々承知しておりますけれども、制度上の大きな欠落の中で高齢者が苦しんでいる、このことに心を寄せまして、2012年度の介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対であります。以上です。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成24年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、平成24年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第19、町長提出認定第4号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の日本共産党沓澤幸子です。

2012年・平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

2012年度後期高齢者医療特別会計は、歳入1億9,577万8,000円、歳出1億9,518万7,000円でした。保険料は、調定額に対し収入済額1億3,393万8,000円、収入未済額は117万8,000円であり、前年度の57万9,000円から大きく伸びました。2008年から始まった後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で従来の各種保険から分離し差別する、制度そのものが矛盾に満ちた保険制度です。保険給付額がすぐに保険料に反映されるように、2年ごとの見直しが行われ、埼玉県では1回若干の保険料の引き下げもありましたが、2012年度はまた値上げになっています。

また、保険料が月額1万5,000円以上の年金受給者の場合、年金から天引きされるため、収入未済額や不納欠損は、普通徴収者対象である月1万5,000円未満の年金受給者ということになります。収入未済額は、2009年度33万5,180円、2010年度56万5,840円、2011年度57万9,274円、そして、2012年度は一気に117万8,105円と倍増しました。不納欠損も5万3,070円でした。保険料が4万3,000円から4万1,860円に平均で1,560円アップし、所得割合は7.75%から8.25%にアップしたことが大きな原因と言えます。低所得者に払えない高負担の保険料を設定し、高齢者を苦しめていることから、2012年度の上里町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対といたします。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第20、町長提出認定第5号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第21、町長提出認定第6号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第6号 2012年・平成24年度上里町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、反対の考えを持っておりますので、討論したいと思います。

町は、平成7年度より町単独の下水道計画を進めていましたが、平成12年度に流域下水道のほうが経済的であると判断し、流域下水道に切りかえ、現在に至っているわけです。全体では、110ヘクタールを計画区域とし、うち221ヘクタールの事業認可を受けて事業を開始し、2009年・平成22年度より供用が開始され、2012年度供用開始面積は147.9ヘクタール、設備率は66.9%です。しかし、供用開始区域内の下水道接続率は、前年度の22%から増加したものの、31.2%と思わしくありません。下水道事業は生活環境の改善のために必要な事業ですが、この事業を進めるためには大変な資金が必要なため、借金が膨らむこととなります。設備投資を先行し、接続を働きかけるわけですが、現実には、合併浄化槽の普及などで、接続しなくても困ら

ない世帯が増えています。先ほど総務経済常任委員長に質問しましたところ、合併浄化槽の整備は約59%に進んでいるということをお聞きしたところです。こうした数字を聞きますと、ますます不安を覚えてしまいます。

2012年度公共下水道決算は、歳入3億5,348万4,000円ですが、加入者の支払う負担金と使用料が7,963万3,000円、国庫補助金6,610万円、一般会計からの繰り入れ8,004万円、町債1億1,570万円などです。少額ですが、収入未済額も44万円ほど発生しております。

総括質問でも、接続率が目標に達しなかった場合は、国として次の工事が認められないとの答弁もありました。下水道の接続率を高めることは、対象地域住民のニーズを的確に掴む必要があります。接続率が低くても、毎年流域下水道維持管理負担金は1,641万5,000円が必要となってまいります。町の課題も多く、耐震診断・改修工事は、教育施設におきましては終了しましたけれども、依然として学校施設は老朽化が進んでおり、計画的な改修工事などの財源が必要になってまいります。また、先送りされている高齢者及び子育て支援策の充実も緊急の課題であります。

認可を受けた221ヘクタールについては、ようやく人口密集地に工事が移ってきているところでありますけれども、どれだけ接続率が伸ばせるのか、また、何%の接続で、どういった運営ができるかの試算も必要ではないでしょうか。平成24年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、こうした将来的な不安を指摘し、きちんとした見直しを進めていかなければいけないというふうに思いまして、反対の討論とさせていただきます。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、平成24年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第22、町長提出認定第7号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第7号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第23、町長提出認定第8号 平成24年度上里町水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成24年度上里町水道事業決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、平成24年度上里町水道事業決算についての件は、認定することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいま町長から町長提出議案第73号 工事請負契約の変更についての件、町長提出議案第74号 工事請負契約の変更についての件、町長提出議案第75号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第76号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第77号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第78号 教育委員会委員の任命についての件、町長提出議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、以上の7件が提出されま

した。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、町長提出議案第73号 工事請負契約の変更についての件、町長提出議案第74号 工事請負契約の変更についての件、町長提出議案第75号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第76号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第77号 工事請負契約の締結についての件、町長提出議案第78号 教育委員会委員の任命についての件、町長提出議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、以上の7件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第27 町長提出議案第73号 工事請負契約の変更について

議長（高橋正行君） 日程第27、町長提出議案第73号 工事請負契約の変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第73号 工事請負契約の変更について。

平成25年第4回臨時会議案第59号をもって議決されました、平成24年度（繰越）上里町立長幡小学校体育館改修工事の工事請負契約につきまして、契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

当初の契約につきましては、平成25年7月10日付で竹並建設株式会社と1億353万円で本契約を締結いたしました。が、工事内容の変更によりまして157万5,000円を増額し、変更後の契約金額を1億510万5,000円としたいものでございます。

提案理由につきましては、上里町立長幡小学校体育館改修工事の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

次に、変更工事の内容とその理由につきまして御説明させていただきます。

変更工事の内容でございますが、主なものといたしまして、体育館の照明器具を当初計画しておりました電動昇降装置付水銀灯20台に替え、LED照明20台とするものでございます。

変更の理由といたしましては、水銀灯については、当初設計の段階において比較検討を行っ

た結果、安価なものであったため採用したものでありますが、平成23年の東日本大震災以降、社会全体で節電に取り組んでいることから、LED照明の利点である省エネ効果や環境面の配慮などを生かしてまいりたいと思っております。

施工業者につきましては、LED照明器具の材料調達に係ることであり、注文生産による製造となることとございますので、LEDの発注について早く進めたいとの要望があることから、今回、変更契約をしたいものでございます。

以上で、議案第73号 工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 町長提出議案第74号 工事請負契約の変更について

議長（高橋正行君） 日程第28、町長提出議案第74号 工事請負契約の変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第74号 工事請負契約の変更について。

平成25年第4回臨時会議案第60号をもって議決されました、平成24年度（繰越）上里町立七本木小学校体育館改修工事の工事請負契約につきましては、契約金額を変更したいので、地方

自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

当初の契約につきましては、平成25年7月10日付で三ツ和総合建設業協同組合熊谷営業所と6,977万2,500円で本契約を締結いたしましたが、工事内容の変更によりまして145万9,500円を増額し、変更後の契約金額を7,123万2,000円としたいものでございます。

提案理由につきましては、上里町立七本木小学校体育館改修工事の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして本案を提出するものでございます。

次に、変更工事の内容とその理由につきましては、先ほどの長幡小学校の変更内容と同様、LED照明の利点であります省エネ効果や環境面での配慮などを生かしてまいりたいと考え、体育館の照明器具20基を水銀灯からLED照明に変更するものでございます。

以上で議案第74号 工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第74号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 町長提出議案第75号 工事請負契約の締結について

議長（高橋正行君） 日程第29、町長提出議案第75号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第75号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成24年度（繰越）上里町立神保原小学校・上里東小学校空調機設置工事でございます。

2、契約金額につきましては、7,716万4,500円、消費税額を含む金額でございます。

3、契約の相手方は、埼玉県本庄市緑2丁目1番2号、株式会社高橋設備、代表取締役高橋秀明であります。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

提案理由につきましては、上里町立神保原小学校・上里東小学校空調機設置工事に伴い、本案を提出するものでございます。

続きまして、今回の工事発注に関わります経緯を御説明申し上げます。

近年の夏季におけます猛暑に対しまして、各小・中学校はその対策に大変苦慮しており、今年も、5月末から夏日となるなど、夏季休業終了後まで続く猛暑に対し、暑さ対策が急務となっております。

このような学習環境の改善を図るため、本日契約締結に関し審議をいただきます神保原小学校・上里東小学校空調機設置工事、ほか2件の空調機設置工事につきましては、平成24年度文部科学省所管の環境改善交付金として交付決定を受けたものでございまして、学習環境整備として、町内の各小・中学校に空調設備機器の設置工事を実施するものでございます。

次に、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した事後審査型の一般競争入札による発注を行いました。

入札公告を8月9日に行いましたが、内容といたしましては、工事名、平成24年度（繰越）上里町立神保原小学校・上里東小学校空調機設置工事、工事期間、契約確定の日より平成26年1月8日まで、設計金額、1億550万円（消費税を含まない金額）等の内容でございます。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において管工事業A級に格付されたもの、埼玉県内に本店または支店・営業所の登録がされているものとしたしました。

そのほか、注意点等を加えて公告を行い、町のホームページ、また建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札書の提出は、9月4日から6日までの3日間、上里郵便局留めによる郵送受付といたしました。

開札の結果につきましては、9月10日火曜日午前11時から役場4階大会議室において開札を行いました。

入札書は5社から提出があり、その結果、株式会社高橋設備が7,349万円（消費税抜き）で落札候補者となったものでございます。

9月13日金曜日に上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書、そのほか必要書類の審査を実施し、結果、落札者と確認されましたので、9月17日付で、金7,716万4,500円（消費税額含む金額）で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

空調設置工事といたしましては、神保原小学校の33室、上里東小学校の35室の計68室に空調機を新設し、それに伴う配管工事、配線工事等を実施するものでございます。電気工事といたしましては、各学校のキュービクルの更新工事等を実施するものでございます。

以上で議案第75号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

この後も提案されます76号、77号とも共通することですけれども、ここで質問させていただきたいと思います。

子どもたちからも大変望まれていたエアコンの工事が今後始まるわけで、大変ありがたいと思っているわけなんですけれども、以前から猛暑に耐えがたいということで早期の設置をお願いしてきたわけなんですけれども、そうしたときに、本体、空調機そのものよりも、キュービクルの工事とか、そうしたものが非常に難しく、また、お金がかかるというような説明がされていたんです。それで、私も素人なものですからお尋ねしたいんですけれども、この設計価格の中に占める本体とキュービクル更新、その他、トランクスですか、そうしたものの取り換えだとか、その他の工事の割合について、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 学校建設室長。

〔学校建設室長 谷木章二君発言〕

学校建設室長（谷木章二君） それでは、ただいまの御質問でございます。

設計書が手元ございません。キュービクルの改修工事、それから室外機等の設置工事というふうに項目が分かれるものでございますので、その点については、申し訳ございませんが、後で調べて御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第75号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 町長提出議案第76号 工事請負契約の締結について

議長（高橋正行君） 日程第30、町長提出議案第76号 工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第76号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成24年度（繰越）上里町立賀美小学校・上里北中学校空調機設置工事でございます。

2、契約金額につきましては、8,190万円、消費税額を含む金額でございます。

3、契約の相手は、埼玉県熊谷市問屋町4丁目3番2号株式会社清水アーネット、代表取締役清水龍男でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

提案理由につきましては、上里町立賀美小学校・上里北中学校空調機設置工事に伴い、本案を提出するものでございます。

続きまして、今回の工事発注に関わります経緯でございますが、先ほどの神保原小学校・上里東小学校と同様、各学校の暑さ対策といたしまして、文部科学省所管の平成24年度予算により、学校施設環境改善交付金事業として交付決定を受け、空調機設置工事を実施するものでございます。

次に、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事の発注形式につきましても、先ほどと同様の一般競争入札による発注を行いました。

公告内容といたしましては、工事名、平成24年度（繰越）上里町立賀美小学校・上里北中学校空調機設置工事、工事期間、契約確定の日より平成26年1月8日まで、設計金額9,752万円（消費税を含まない）等の内容でございました。

入札参加資格、公告内容・期間等につきましても、先ほどの神保原小学校・上里東小学校と同様の内容であります。

入札書の提出は4社からあり、その結果、株式会社清水アーネットが金7,800万円（消費税抜き）で落札候補者となったものでございます。

上里町工事請負指名業者資格審査会での審査の結果、落札者と確認されましたので、金8,190万円（消費税を含む金額）で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

空調設備工事といたしましては、賀美小学校の24室、上里北中学校の36室の計60室に空調機を新設し、それに伴う配管工事、配線工事等を実施するものでございます。電気工事といたしましては、各学校のキュービクルの更新・改修工事等を実施するものでございます。

以上で議案第76号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第76号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 町長提出議案第77号 工事請負契約の締結について

議長（高橋正行君） 日程第31、町長提出議案第77号 工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第77号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成24年度（繰越）上里町立長幡小学校・七本木小学校空調機設置工事でございます。

2、契約金額につきましては、5,544万円、消費税額を含む金額であります。

3、契約の相手は、埼玉県熊谷市問屋町2丁目2番17号、藤田エンジニアリング株式会社埼玉支店、埼玉支店長北嶋忠継であります。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

提案理由につきましては、上里町立長幡小学校・七本木小学校空調機設置工事に伴い、本案を提出するものでございます。

続きまして、今回の工事発注に関わりませぬ経緯でございますが、当初の神保原小学校・上里東小学校と同様、各学校の暑さ対策といたしまして、文部科学省所管の平成24年度予算により、学校施設環境改善交付金事業として交付決定を受け、空調機設置工事を実施するものでございます。

次に、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事の発注形式につきましても、当初と同様の一般競争入札による発注を行いました。

公告内容といたしましては、工事名、平成24年度（繰越）上里町立長幡小学校・七本木小学

校空調機設置工事、工事期間、契約確定の日より平成26年1月8日まで、設計金額8,973万円（消費税を含まない金額）等の内容でございます。

入札参加資格、公告内容・期間等につきましても、当初の神保原小学校・上里東小学校と同様の内容であります。

入札書は5社から提出があり、その結果、藤田エンジニアリング株式会社埼玉支店が5,280万円（消費税抜き）で落札候補者となったものでございます。

上里町工事請負指名業者資格審査会での審査の結果、落札者と確認されましたので、5,544万円（消費税額を含む金額）で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

空調設備工事といたしまして、長幡小学校の25室、七本小学校の29室の計54室に空調機を新設し、それに伴う配管工事、配線工事等を実施するものでございます。電気工事といたしましては、各学校のキュービクルの更新工事等を実施するものでございます。

以上で議案第77号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第77号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 町長提出議案第78号 教育委員会委員の任命について

議長（高橋正行君） 日程第32、町長提出議案第78号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 議案第78号 教育委員会委員の任命について。

御提案申し上げました議案第78号 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

委員の齊藤玲子氏が9月30日をもって任期満了となります。したがって、教育委員会委員の任命について御提案申し上げるものでございます。

御提案申し上げます川浦計男氏は、大字七本木5720番地にお住まいで、昭和21年6月8日生まれ、現在67歳であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

川浦氏は、大学を卒業後、埼玉県職員として、本庄土木事務所、神川青年の家、県自然学習センター所長、県立秩父高等技術専門学校校長などを歴任されました。退職後は、非常勤職員として県雇用対策課専門員として雇用対策に取り組んでまいったところでございます。

また、平成22年10月より2年間、上里町行政改革推進委員会委員として活躍をされておったわけでございます。

以上のように、人格・識見はもちろんのこと、行政や教育に対しましても精通しておりますことから、教育委員として適任であると考えますので、御同意をいただきたく、御提案申し上げる次第でございます。よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第78号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第33 町長提出議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高橋正行君） 日程第33、町長提出議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 議案第79号の提案理由を申し上げさせていただきたいと思います。

委員の立石洋行氏が9月30日をもちまして任期満了となりますことから、新たに固定資産評価委員1名を選任するため、御提案を申し上げます。

選任に当たりましては、これまでの慣例ということも考慮しながら、今回は、七本木地域から人選をいたしたところでございます。

大字七本木3379番地2、青野英雄氏、昭和16年7月7日生まれ、現在72歳を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に従いまして、議会の同意をいただきたく、ここに御提案を申し上げます。

青野氏の経歴を御紹介させていただきたいと思います。

昭和32年に学校卒業後、同年4月に沖電気工業株式会社に入社、様々な部署で御活躍後、平成14年7月に定年退職されました。その後、同年8月から平成19年3月までの間、沖ビジネス株式会社で勤務をされております。平成22年から地元本郷区長を2年間務め、自治会活動に御活躍をいただいていた方でございます。

つきましては、民間経験も豊富で、人格・識見とも固定資産評価審査委員としてふさわしく、青野氏が適任者であると考えますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 請願・陳情について

議長（高橋正行君） 日程第25、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました請願第8号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済に関し、国に意見書の提出を求める請願、陳情第7号 上里町忍保グラウンド修繕等についての陳情、以上の2件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査報告を求めます。

総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 上里町議会総務経済常任委員長山下博一でございます。請願・陳情審査結果について御報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願第8号、付託年月日平成25年9月2日、件名、建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済に関し、国に意見書の提出を求める請願であります。審査の結果、採択となりました。

次に、陳情第7号、付託年月日平成25年9月2日、上里町忍保グラウンド修繕等についての陳情であります。この審査結果についても、採択ということになりました。

以上で報告を終わります。

議長（高橋正行君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに審査報告を終わります。

す。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

慎重に審議していただきまして、意見書を求める請願を採択していただいたということで喜んでいられるわけなんですけれども、本来でありますと、この意見書の提出を求める請願を採択した場合には、意見書が本会議で提出されて、また、その意見書に対する採択というのが行われてきたように思うんですけれども、意見書がついていなかったの、関係機関に意見書を出していただく手配が済んでいるのかどうかについてお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後3時50分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6番中島議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島でございます。

ただいま総務経済委員長の審査結果報告をいただきました。採択に反対するものではありませんが、当委員会でのどのような審議をされて、どのような御意見が委員の皆様からあったのか、大変重要な請願であるかと感じておりますので、その辺の経緯をお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 2番、総務経済常任委員長の山下でございます。

請願第8号について答弁いたします。

この建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済に関しということで、国に意見書提出を求める請願でございます。これは、御存じのとおり、アスベスト被害の方の健康管理で、請願要旨としましては、1、石綿健康管理手帳についての更なる周知と健康診断をできる指定医療機関を増やしてください。また、専門医を増やしてください。2、石綿に係わる疾病に対し早

期に労働者災害補償保険の支給が決定するよう、弾力的な運用を検討してください。3、石綿の健康被害の救済に関する法律を拡充してください。4、建設技能者と近隣住民の暴露対策を徹底してくださいということで、上がってきた請願でございます。

これは、建設作業者に多く、マスコミ報道でも、アスベスト被害については、潜伏期間と言いますか、すぐ被害の結果が出ないということで、非常に苦しんでいる方もいらっしゃいます。そういったところを、健康管理手帳というのはどういうものか、いろいろ議論なり、実際の参考資料で提出いただいて検討いたしました。また、医療機関についても、まだまだ十分でないということも認識しまして、この4項目について意見書を提出することは適当であるということで、委員の全員の意見で採択という結果になりました。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第8号 建設作業者の石綿に係る健康被害の予防・救済に関し国に意見書の提出を求める請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより陳情第7号 上里町忍保グラウンド修繕等についての陳情の件を起立により採決いたします。

本陳情は、総務経済常任委員会の決定のとおり、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時57分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいま山下博一議員ほか5名から、意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第34 意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）

議長（高橋正行君） 日程第34、意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月24日。提出者、山下博一。賛成者、新井實、高橋仁、小暮敏美、荒井肇、植井敏夫。

意見書の中身ですが、建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）でございます。

建築物の改修・解体に伴う石綿飛散などによる健康被害である石綿被害は、建設作業従事者

にとって現在進行形の形の公害となっています。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても、放射線による健康被害だけでなく、石綿による近隣住民を含む被害の拡大も心配されています。

石綿による健康被害は、欧米諸国においては製造業従事者に多いのに対して、日本では建設作業従事者に多く発生していることが特徴となっています。これは、輸入された石綿の80から90%が建設資材に使われてきたこと、多くの国が1970年代に使用を全面禁止にする中、日本では、建築基準法などで不燃化・耐火工法として石綿の使用を義務づけてきたこと、また、その危険性について認識していながら、建設作業従事者等に知らせず、使用する場合の注意も喚起してこなかったことなどに大きな原因があります。

建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることも多くの困難が伴い、認定されないことも多々あり、製造業では支給されている企業独自の上乗せ補償も、建設従事者にはないのが実態となっています。国は、石綿の健康被害の救済に関する法律を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本対策を求める声が上がっています。

石綿健康管理手帳は、離職の際、または離職後に都道府県労働局長に申請することにより交付され、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を受けられるものとして、建設技能者にとってはなくてはならないものとなっていますが、受診可能な医療機関は労災指定病院と一部指定医療機関のみであり、受診医療機関が少ないのが実態となっています。

また、石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過した後発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設技能者にとっては何よりの支えになります。年々被害者が増え続ける今、国と建材製造企業に、一刻も早く、被害者と遺族が生活できる救済の実施と、被害者拡大を根絶する対策を強く求めるものであります。

記。

1、石綿健康手帳のさらなる周知と健康診断が受診できる指定医療機関を増やすこと。また、専門医を増やすこと。

2、石綿に係わる疾病に対して、早期に労働者災害補償保険の支給が決定するように弾力的な運用を検討すること。

3、石綿の健康被害の救済に関する法律を拡充すること。

4、建設技能者と近隣住民の暴露対策を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月24日。埼玉県児玉郡上里町議会。

以上でございます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） 11番高橋ですけれども、日程表の追加が「防止」となっていますので、これを「予防」で修正を議長のほうでしていただければ差し支えないので、やっていただければと思いますけれども。

議長（高橋正行君） 申し出のとおり訂正させていただきました。

日程第34、意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の「防止」となっておりますが、「予防」に変えてください。予防・救済を求める意見書（案）について。よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第12号 建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議員の派遣について

議長（高橋正行君） 日程第26、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

来る10月18日の埼玉県町村議会議長会主催の埼玉県町村議会議員研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122の規定により、議会の議

決を求めます。

本件は、別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（高橋正行君） 次に、総務経済常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（高橋正行君） 次に、文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（高橋正行君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（高橋正行君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもって、平成25年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時10分閉会